

官報 号外

平成十四年四月二十五日

○第一百五十四回 衆議院會議録 第二十八号

平成十四年四月二十五日(木曜日)

議事日程 第二十一号

平成十四年四月二十五日

午後一時開議

- 第一 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)
- 第三 教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
 - 日程第二 首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)
 - 日程第三 教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 個人情報保護に関する法律案(第百五十一回国会、内閣提出)、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律案(内閣提出)、独立

平成十四年四月二十五日 衆議院會議録第二十八号

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案外一案

午後一時三分開議

○議長(綿貫民輔君) これより会議を開きます。

日程第一 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、日程第二、首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長久保哲司君。

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(久保哲司君登壇)

○久保哲司君 たいだいま議題となりました両法律案につきまして、国土交通委員会における審査の結果を御報告申し上げます。

まず、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、港湾施設である廃棄物物理立護岸の適正

かつ良好な形成を図るため、廃棄物等を高度に減量する機能を有する施設を港湾の利用の高度化を図るために設置される特定施設に追加すること等、所要の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る十一月日本委員会に付託され、十七日国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十四日質疑に入りました。質疑においては、廃棄物等の減量化施設を特定施設に追加することによる効果、これまでの特定施設の整備の実績と評価等について議論が行われました。同日質疑を終了し、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

次に、首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律案について申し上げます。

本案は、近年における首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域の産業及び人口の集中に関する社会経済情勢の変化にかんがみ、首都圏の既成市街地における工業等の制限及び近畿圏の既成都市区域における工場等の制限を廃止する等、所要の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る十五日日本委員会に付託され、十七日国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十四日質疑に入りました。質疑においては、首都圏及び近畿圏における今後の都市整備のあり方、環境保全の方策等について議論が行われました。同日質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これより採決に入ります。まず、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第三、教育職員免許法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文部科学委員長河村建夫君。

教育職員免許法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(河村建夫君登壇)

○河村建夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の各学校段階間の連携の促進並びに小学校における専科指導の充実等を図るため、教員免許制度上の弾力的措置を講ずるとともに、学校教育への社会人の活用を促進するための所要の措置を講じ、あわせて、教員に対する信頼を確保するため、教員免許状の失効及び取り上げに係る措置を強化するもので、その主な内容は、

第一に、中学校または高等学校の教諭の免許状を有する者が小学校の相当する教科及び総合的な学習の時間の教授を担任することができるようにすること、

第二に、一定の教職経験を有する教員が隣接校種の普通免許状を取得しようとするときに、免許状取得のために必要な単位数を軽減するものとする、

第三に、専門的な知識または技能を有している社会人に授与する特別免許状について、授与要件を緩和するとともに、有効期限を撤廃するものとする、

第四に、国立または公立の学校の教員で懲戒免職の処分を受けた者の免許状は失効することとするなど、免許状の失効及び取り上げに係る措置を強化するための所要の規定の整備を行うことなどであり、

本案は、四月十六日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、十七日に遠山文部科学大臣から提案理由の説明を聴取した後、十九日及び昨二十四日に質疑を行い、討論、採決の結果

果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

個人情報保護に関する法律案(第百五十一回国会、内閣提出)並びに行政機関の保有する個人情報保護に関する法律案(内閣提出)、独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律案(内閣提出)、情報公開・個人情報保護審査会設置法案(内閣提出)及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(綿貫民輔君) この際、第百五十一回国会、内閣提出、個人情報保護に関する法律案並びに内閣提出、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案、情報公開・個人情報保護審査会設置法案及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について、趣旨の説明を順次求めます。国務大臣竹中平蔵君。

(国務大臣竹中平蔵君登壇)

○国務大臣(竹中平蔵君) 個人情報保護に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

高度情報通信社会の進展のもと、情報通信技術の活用による大量かつ多様な個人情報の利用が、事業活動等の面でも国民生活の面でも欠かせないものとなっております。その一方で、個人情報は、個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであり、個人の権利利益と密接にかかわるものであることから、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護を図るための仕組みを整備することが急務であります。

このため、平成十一年七月以来、高度情報通信社会推進本部及び同本部改組後の情報通信技術(ＩＴ)戦略本部のもと、有識者から成る検討の場において、個人情報保護に関する基本法制のあり方を中心に専門的かつ広範な調査審議を重ねていただきました。その結果、十二年十月に、内閣総理大臣に対し、個人情報保護基本法制に関する大綱が提出されたところであります。これを受けて、政府においては、同大綱に沿って、本法律案を取りまとめ、提出したものであります。

次に、本法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取り扱いに関し、基本原則、施策の基本となる事項、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務を定めること等により、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人情報の権利利益を保護することを目的としております。

この法律案の要点を申し上げますと、第一に、個人情報を取り扱う際の基本原則として、利用目的による制限、適正な取得、正確性の確保、安全性の確保、透明性の確保という五つの原則を定めることとしております。

第二に、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、関係施策の総合的かつ一体的な推進を図るため政府が基本方針を作成することとするともに、国及び地方公共団体の施策等について規定しております。

第三に、個人情報データベース等を事業の用に供している一定の事業者が個人情報を取り扱う際に遵守すべき義務として、個人データの第三者提供の制限や、本人の求めに応じた開示、訂正等の義務を定めることとしております。同時に、義務に違反した場合における主務大臣による勸告及び命令、命令に従わない場合の罰則等も規定しております。

第四に、民間団体による個人情報の保護を推進する観点から、苦情の処理等の業務を行う団体に関して、主務大臣が認定を行うこと等を規定しております。

なお、報道、学術研究、宗教、政治の四分野については、事業者の義務等に関する規定の適用を除外する一方、基本原則を適用するとともに、個人情報保護の適正な取り扱いのため必要な措置をみずから講じ、かつ、その内容を公表するよう努めなければならぬこととしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 総務大臣片山虎之助君。

(国務大臣片山虎之助君登壇)

○国務大臣(片山虎之助君) ただいま議題となりました行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案等四法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

初めに、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、行政機関における個人情報の取り扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する措置を講じるものであります。

この法律案の要点は、第一に、行政機関は、個人情報保有しようとするときは、その利用目的をできる限り特定するとともに、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないこととし、行政機関の長は、当該行政機関の保有する個人情報について、利用目的の変更制限、正確性の確保、安全確保、利用・提供の制限等を講じるものとしております。

第二に、行政機関が電子計算機処理に係る個人情報ファイルを保有しようとするときは、原則として、あらかじめ、総務大臣に対し、所定の事項を通知しなければならないものとし、さらに、所定の事項を記載した帳簿を作成し、公表しなければならぬものとしております。

第三に、何人も、行政機関の長に対し、当該行政機関が保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができる権利を定め、開示を受けた個人情報の内容が事実でないときは、その内容の訂正を請求することができる権利を、また、開示

を受けた個人情報に違法に取得されたものでない等のときは、利用停止の請求をすることができることを定めております。また、行政機関の長は、開示等の決定等について不服申し立てがあったときは、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものとしております。

引き続きまして、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、公的部門における一体的な個人情報保護の措置を講じるため、独立行政法人等の百四十三法人について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案に準じた措置を講じるものであります。

この法律案の要点は、第一に、対象法人については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の対象法人の考え方を基本とし、行政機関と同様に扱うことが必要な法人としております。

第二に、行政機関と同様に、個人情報の適正な取り扱い、個人情報ファイル簿、開示、訂正、利用停止、不服申し立て、苦情処理等について定めております。ただし、独立行政法人等は国とは別の法人格を有することにかんがみ、個人情報の適正な取得を義務づけ、開示請求手数料は行政機関の手数料を参酌して各独立行政法人等が定めるべきことなどを定めております。

引き続きまして、情報公開・個人情報保護審査会設置法案について御説明申し上げます。

この法律案は、現在、内閣府に設置されている情報公開審査会を改組して情報公開・個人情報保護審査会とし、これまで御説明した行政機関及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する

二法の規定による不服申し立てについても調査審議することとするものであり、同審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めております。

最後に、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について御説明申し上げます。

この法律案の要点は、第一に、情報公開審査会の情報公開・個人情報保護審査会への改組等に伴う関係法律の所要の規定の整備を行うこととしております。

第二に、登記簿等に記録されている保有個人情報や統計法等により集められた個人情報については、行政機関及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する二法の規定の適用を除外することとしております。

以上が、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案等四法案の趣旨でございます。(拍手)

個人情報の保護に関する法律案(第百五十一回国会、内閣提出)並びに行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案(内閣提出)、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案(内閣提出)、情報公開・個人情報保護審査会設置法案(内閣提出)及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(綿貫民輔君) ただいまの趣旨の説明に対

して質疑の通告があります。順次これを許します。山本明彦君。

(山本明彦君登壇)

○山本明彦君 自由民主党の山本明彦です。

私は、自由民主党を代表いたしまして、個人情報保護の保護に関する法律案、いわゆる個人情報保護法案など関係五法案について、順次質問をしてまいります。(拍手)

皆様御存じのとおり、我が国は今、世界最先端のIT社会の実現を目指し、官民挙げて取り組んでいるところであります。二〇〇五年の電子政府実現を目指す一方、国境を超えた電子商取引など、今や、ITなくして戦略的な事業活動を考えることは不可能であります。IT社会の実現は、豊かな国民生活と我が国がグローバル世界の競争に勝ち残る重要なポイントであります。

しかし、皆さん、現在の我が国のIT社会の実態を見てみますと、ちょっと心もとないというのが現実ではないでしょうか。全く関係のない業者からのダイレクトメールだとか電話、恐らく、多くの皆さん方が経験をしてみえることだと思います。

インターネットを開いてみますと、個人情報販売しているホームページがたくさんあります。多重債務者のリストだとか、東京都高級優石料理店の顧客だとか、どこどこ会社の景品の応募者、こんなものまで売買されておるわけでありまして、自分のプライバシーなどはあったものではない。いつ、どこで、だれが、何を流してくるのか全く予想がつかない、安心ができない状況であります。

新聞を見ますと、顧客名簿が流出したとか個人

情報が売買された、こんな記事がよく載っておりましてけれども、次はひょっとして自分の番か、そんな心配をしないわけにはいきません。

外国の個人情報保護の状況を見ますと、OECD加盟国のほとんどが、民間分野を対象とする法制度を既にもう整備済みであります。また、EUでは、個人情報の保護が十分でない第三国へ個人データを移転することを制限する、そんな厳しい姿勢を打ち出しているところであります。

そこで、IT担当大臣にお伺いいたします。今回提出されている個人情報保護法案は、OECD八原則など、国際的なスタンダードを満たすものと言えるのでしょうか。包括法によるEU、個別法による米国という二つの異なるアプローチと比較しながらお答えいただきたいと思っております。

今まで申し上げましたように、我が国の個人情報保護の基盤となる法制度を確立することは、国民生活のためにも、今後の経済社会の発展のためにも、待たないの状況であると言えます。

総理にお伺いします。総理は、どのようなねらいを持ってこの法案を提出されたのか、また、今この法案を整備することとにどのような意義を見出しておられるのか、明確な御認識をお示しいただきたいと思っております。

しかし、皆さん、この法案において最も大きな問題は、メディアとの関係であります。多くの批判が述べられていることは御承知のとおりであります。本当にこの法案がメディア活動を妨げるものでありましようか。そこには、説明不足また理解不足があるのではないのでしょうか。

先月、総理が韓国を訪問された際、この法案に関して、報道、言論の自由とプライバシーの保護

は両立できると述べられたと聞いております。

そこで、総理にお伺いいたします。この法案が、憲法の保障する報道、表現の自由を侵害するかどうか、また、そのために講じている措置の内容について、国民にわかりやすい、明快な御答弁をお願いいたします。

あわせて、この法案と同様に、包括的に民間分野を対象とするEU各国法制は、どのような考えのもとにメディアとの調整を図っているのか、これはIT担当大臣にお尋ねいたします。

今回の個人情報保護法案は、平成十一年の住民基本台帳法の改正に際しての国会での議論、総理答弁等をもとに立案されているものであります。関係法案が政府から提出された以上、与野党それぞれが法案の内容を十分に審議し、国民に納得のいく結論が得られるよう、今度は立法府がその責任を果たさなくてはなりませんか。

すべての国民がITの恵沢を安心して享受できる社会、これは、一昨年十一月に成立したいわゆるIT基本法に示された目指すべき社会の姿であります。その実現に向け、この関係五法案は、制度的基盤として欠くべからざるものであることを指摘いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇)

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 山本議員にお答えいたします。

個人情報保護に関する法律案のねらい及び意義についてでございます。

この法案は、IT化が進展し、個人情報やITにより処理されている状況下において、個人情報を利用する有用性に配慮しつつ、個人の権利利益

を保護することを目的としております。

我が国は、官民一体となって世界最高水準のIT国家を目指しているところであり、本法案は、プライバシー等の侵害を防止し、国民生活を守るための不可欠な基盤であります。

法案と報道、表現の自由についてでございます。この法案は、報道、表現の自由を侵害するものではなくありません。

すなわち、メディアを含む万人を対象とする基本原則は、各人による努力義務規定であることを明記し、公権力による関与や罰則は一切ありません。

また、報道分野は、事業者に対する義務規定、主務大臣の監督の適用から一切除外しているとともに、取材の相手方等に対する主務大臣の監督に関しては、表現の自由を妨げることがないよう配慮義務を明記しているところであります。

残余の質問については、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

(国務大臣竹中平蔵君登壇)

○国務大臣(竹中平蔵君) 山本議員から、大きく二点の御質問をいただいております。

まずは、いわゆるOECD八原則と本法案との関連でございます。

本法案では、OECD八原則に示されている内容を五つに集約して示しております。その五つとは、第一、利用目的による制限、第二、適正な取得、第三、正確性の確保、第四、安全性の確保、第五、透明性の確保でございます。そして、この五つに集約したものを基本原則として確立するとともに、第五章において、個人情報取扱事業者に

対しては具体的な義務として規定するなど、実効的な制度を整備しております。
包括法か個別法かというお尋ねがございます。

この法案は、基本原則等万人についての努力義務を定めつつ、データベース等を用いる事業者や公的分野その他の特別の個別分野については、それぞれ、保護の必要性に応じた総合的、体系的な制度を整備しようとするものであります。

一方で、個人情報保護の問題が分野の特性により大きく実情が異なることや、できるだけ当事者間の迅速な解決を図ることが望まれるということから、事業者の自主性を尊重した仕組みとなっております。

具体的には、個人情報を取り扱う事業者に関する法律上の義務を明確にし、まず事業者の自主的な取り組みを求める一方で、問題が生じた場合においては、事後的な主務大臣の関与によってその是正を図るといった仕組みとなっております。

このように、我が国における社会の実情、制度的な基盤に即して、民間分野について事後チェック型の仕組みにするなど、欧州各国とは異なるところもある一方で、また米国のような個別法による方式とも異なっております。

本法案は、全体として、実効性への配慮を十分重視しているところであります。国際的な評価にも十分たえ得るものであるというふうにご考えております。

もう一点、EU各国法制におけるメディアとの調整の考え方についてお尋ねがございました。九五年のEU指令では、プライバシーの権利と表現の自由に関する準則を調和させる必要がある

場合に限って、ジャーナリズム目的等により行われる個人データの処理については適用除外を設けるといふふうにされております。

また、九七年のEU個人情報に関する特別調査委員会によるデータ保護法とメディアに関する勸告においても、データ保護法は原則としてメディアにも適用されるとした上で、適用除外は、データ主体のプライバシー権とのバランスを維持しつつ、表現の自由の効果的な行使のために必要な範囲でのみ認められるべきとされております。

このような観点から、EU加盟各国においては、メディアを法の対象とした上で、義務規定等に関しては、報道等の目的による個人データの処理について必要な調整規定が設けられているところでございます。

以上、お答え申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 山内功君。

(山内功君登壇)

○山内功君 山内功でございます。

ただいま趣旨説明がございました個人情報保護等関連法案につきまして、民主党・無所属クラブを代表して、質問をさせていただきます。(拍手)
最初に、個人情報保護法案について質問します。

本法案は、昨年、みずからの買春疑惑を報じられ、支持率も地に落ちていた森内閣のもとで法制化されたもので、襲いかかる報道に対抗しようとしたのか、メディア規制という毒が盛られました。

一方、小泉総理は、巧みなメディア戦術で、本年一月までは高い内閣支持率を維持してきまし

た。メディアに配慮して、法案には慎重姿勢と言われてきました。

そんな中で、法案推進への総理の心変わり、田中外相を更迭したこと、経済危機が深まるばかりで一向に成果が上げられないこと、自民党議員や閣僚、高級官僚の不祥事が相次いで発覚していることにより、メディアの政権批判が一気に高まってきていること、ここに原因があるのではないかと受けておられるのですが、今述べた認識について、総理に反論があれば伺いたいと思っております。(拍手)

言うまでもなく、憲法二十一条に定められた表現の自由は、その重要性にかんがみ、憲法が定める基本的人権の体系の中でも優越的地位を占めています。また、国民の知る権利に奉仕する報道の自由は、民主社会の基盤でもあり、根幹でもあります。

本法案の最大の問題点は、この表現の自由、報道の自由が窒息死するかもしれないということだと思います。それは、一つには、法案第二章の基本原則が国民すべてに適用されるからであります。

例えば、ある記者が政治家の汚職事件を取材していたとします。汚職は、本人が公表するわけではない。当然、内部告発を受けたり、事情を知る第三者から情報収集を積み重ねます。その際、「個人情報」は、適法かつ適正な方法で取得されなければならぬ。という基本原則が適用されます。これもあいまいな概念ですが、後にこの政治家が訴えて裁判になった際、適法かつ適正な取得が争点となり、いつ、だれが、だれから、どのような形で取得したのかを明らかにするよう求められる可能性があります。

すると、取材活動にとって生命線とも言える取材源の秘匿が脅かされる。取材源が明かされるのではないかと考えるだけで、事情を知る第三者が情報提供、内部告発を躊躇うようになることは、間違いありません。これは、情報提供者の側の萎縮です。

また、同じ汚職事件の取材で、「本人が適切に関与し得るよう配慮されなければならない」という基本原則が適用される場合はどうでしょうか。自分への取材が進行していることを察知した政治家は、この原則を根拠に、これまでに取得した情報を開示せよと記者に迫る可能性があります。開示すれば取材源の秘匿が脅かされますから、記者は拒否します。また、訴訟に発展しかねない。記者も人間ですから、そんな繰り返しの中に、次第に取材活動が萎縮していく懸念がある。これは、報道機関の側の萎縮です。

本法案の法制化に際し、基本原則適用によって生じるこのような具体的支障についてどのような検討をされたのか、総理の見解を伺います。
本法案が、悪徳政治家及び権力者保護法とか巨悪スキャンダル発覚防止法などとやゆされるのは、以上申し上げたように、取材、報道活動に萎縮をもたらす、疑惑のある政治家や高級官僚にとっては、都合のいいことの上ないからであります。

総理は、先ほど、基本原則は努力義務だから問題ない、表現の自由を制約するつもりは毛頭ないと説明しました。しかし、百歩譲って、立法者の意図がそのとおりだとしても、法律がひとり歩きする場合もあります。だからこそ、欧州主要国では、メディアの特殊性、重要性を踏まえて、個人

情報保護の原則をも適用除外としているのであります。米国でも、メディアにおける個人情報保護の法制は存在しません。

以上から、私は、報道の自由、表現の自由にかかわる行為については基本原則を適用すべきではない。報道機関は、個人情報保護について、一層真摯に自主的取り組みを進めていただきたい、そして、これからも勇気を持って巨悪を、疑惑を暴いてほしい。このように考えますが、総理の見解を求めます。(拍手)

関連してお伺いします。さすがに、法案では、第五章の義務規定の適用除外として、報道などの四分野を挙げています。

条文では、報道分野については、放送機関、新聞社その他の報道機関、そして、報道の用に供する目的である場合にだけ義務規定を適用除外するとしています。では、出版社が発行する雑誌、写真週刊誌、テレビのワイドショー、ノンフィクション、小説、映画、美術、音楽、漫画、あるいはインターネット上のホームページ等、これらの表現手段は適用除外になるのか。なるとすれば、なぜ条文に明記しないのか。

さらに、列挙されているのは機関あるいは団体ですが、フリーランスのライターや個人の小説家、評論家、あるいは、さまざまな表現活動を行う個人は適用除外になるのか。なるとすれば、なぜ条文に明記しないのか。

さらに、報道目的の定義は何か。報道目的であるかどうか、あるいは非報道目的であるかどうかは、だれが判断するのか。最終的に主務大臣が判断するのであれば、メディア規制を目指す与党の影響を受けて、判断基準が変わらないのか。以上

の点について、総理の明確な答弁を求めます。

次に、第二の問題点について質問いたします。法案では、個人情報取扱事業者に対し、管轄の主務大臣が、懲役、罰金という罰則を背景にして、報告の徴収、助言、勧告または命令という形で監督を行います。かなり強力な民間への介入です。そして、主務大臣といえは与党です。

自民党の皆さん、胸に手を当てて思い出してください。内閣支持率が低迷するたびに、報道がけしからぬ、番組をチェックしろ、メディア規制立法が必要だと、今まで大騒ぎをしてきたではありませんか。そのような体質の与党議員が主務大臣になるわけです。

民主党が政権をとればそんな恣意的な介入は絶対に行いませんが、いずれにせよ、報道だけでなくあらゆる分野で、個人情報の保護を名目にした官、与党による恣意的な介入、規制が強まるおそれがあると言わざるを得ません。

なぜ、欧州のように中立な第三者機関をつくらせて監督を任せようとはしなかったのか、総理の答弁を求めます。

第三の問題点について質問します。高度情報化が急速に進展し、大量の個人情報が瞬時に世界を駆けめぐる現在、個人情報の保護は重要な課題となっています。私どもも、個人情報保護のための法制化自体は必要だと考えます。

ところが、本法案は、事業者の立場に配慮し過ぎて、国民の個人情報の保護という立場が弱くなっています。端的な例が、自己情報コントロール権が明確に位置づけられていないということです。プライバシーとは、かつて、一人ではあっておいてももう権利でしたが、高度情報化社会では、

それにとどまらず、個人情報の収集、管理、利用、流通などの各段階において情報主体が能動的に関与することが必要となっています。

しかし、法案には、この自己情報コントロール権について、権利として明記されていません。例えば、開示、訂正にしても、例外となる業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす場合とは何か、全くあいまいであり、拡大解釈されれば開示、訂正が骨抜きになる可能性もあります。これらの点についての総理の見解を伺います。

次に、行政機関の保有する個人情報保護法案について質問します。

そもそも、日本における個人情報保護の議論は、直接的には、平成十一年、住民基本台帳法改正案の審議の過程で出てきたものです。行政機関が大量に保有する個人情報の流出や不正利用があれば大変な事態になります。

しかるに、今回の行政機関についての法案では、第一に、民間事業者の義務規定違反については刑事罰があるのに、行政は違反しても刑事罰がなく、その危険性からして、行政に甘過ぎるのではないかと。第二に、地方自治体の条例でも、差別につながるセンシティブ情報の収集制限を盛り込んでいるところがあるのに、なぜ法案では盛り込まれなかったのか。

ほかにも多数、問題点はございますけれども、ここでは、以上二点について総理の答弁を求めます。

最後に、総理に申し上げます。総理にじかに手紙を出し、個人情報保護法案の廃案を訴えた作家の城山三郎さんは、この法律によって、官報と建前情報ばかりがふれる暗い時

代が暮をあげようとしている、言論、表現の自由というのは、生きるということと同じくらい大切なことだということをみんなが理解すべきだと訴えております。総理、城山さんのこの指摘にどうお答えになりますか。

総理、言ってみれば、あなたはメディアによって生まれた総理大臣だと思います。そのあなたが、メディアを、表現の自由を真綿で絞め殺すような法案の成立に突き進むのは、ブラックジョークというには余りにも重過ぎる、痛烈な歴史の皮肉としか言いようがないのであります。(拍手)

折しも、人権擁護法案の審議も昨日から参議院で始まりました。だれもが賛成する人権擁護や個人情報保護という名のもとでメディアが規制される。このことで、今、日本という国が何を失おうとしているのか、総理にはいま一度冷静に考え直していただきたい。私は、人権や個人情報保護と表現、報道の自由が両立する道をこそ追求していくべきだと考えます。

総理、今からでも遅くはありません。少なくとも個人情報保護法案は撤回し、これまで申し上げました諸点を踏まえて抜本的につくり直し、提出し直すべきだということを最後に強く申し上げ、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇)
○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 山内議員にお答えいたします。

個人情報保護法案に対する姿勢については、個人情報保護法案を含む関係五法案は、IT化の急速な進展に対処するものであり、個人情報の有用性に配慮しつつ、プライバシーを初めとする

国民の権利利益を保護することを目的とするものであります。

メディアの活動を規制しようとする意図は全くありません。メディアの批判とは何ら関係がありません。

基本原則については、

基本原則の性格については、個人情報保護法制化専門委員会が取りまとめた個人情報保護基本法に関する大綱では、「基本原則実現のための具体的な方法は、取扱者の自主的な取組によるべきものである。この趣旨は、報道分野における取材活動に伴う個人情報の取扱い等に関しても同様である。」とされたところであります。

政府においてはこの考え方をもとに立法化を行い、基本原則は、報道目的を含めた個人情報有用性に配慮しつつ、個人情報を取り扱うすべての者が、個人情報の適正な取り扱いを行うよう、自主的に努力すべきことを求めるものとしています。すなわち、基本原則は、これに基づいて具体的な義務が課されるのではなく、公権力の関与や罰則は一切ありません。

このような基本原則により、取材源の開示といった具体的義務が課されるのではないことから、報道機関の取材、報道活動の制限となるものではないと考えております。

報道の自由、表現の自由にかかわる行為については基本原則を適用すべきではないこと及び報道機関による自主的な個人情報保護についてのお尋ねであります。

報道機関が、個人情報保護について一層真摯に自主的取り組みを進めていただくことは、本法案における基本原則の考え方そのものであります。

すなわち、基本原則は、官氏を通じ、個人情報を取り扱うすべての者が、みずから適正な取り扱いを行うよう努力すべきことを定めるものであり、報道分野に基本原則が適用されても支障が生じるとは考えておりません。

報道及び報道機関等の内容についてのお尋ねです。

法案では、報道機関が行う個人情報の取り扱いの一部でも報道目的が含まれる場合は、義務規定の適用を除外することとしております。御指摘の雑誌、写真週刊誌、ワイドショー等においても同様であることは明確であります。

また、報道機関とは、報道を業として行う者であります。したがって、御指摘のフリーライター、小説家、評論家などの個人であっても、本法案においては、いずれも、報道を業として行う者であれば、当然、報道機関に該当することも明確であります。

報道目的の定義、判断についてです。

報道とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること、または、客観的事実を知らせるとともに、これに基づいて意見もしくは見解を述べたことをいうものであります。報道目的とは、前記の報道を目的とすることであり、

次に、報道目的であるか否かについては、一部でも報道を目的としているか否かの事実に基づき客観的に判断されるものであり、恣意的判断が介入する余地はありません。

このような判断は、まずは事業者本人が判断し、当事者間で争いが生じた場合には、当事者間で判断され、場合により裁判において決着が図られることとなります。

れることとなります。

なお、仮に争いが行政に持ち込まれることがあるとしても、広く表現の自由にかかわる活動を妨げるのではないよう主務大臣に配慮義務が課されており、行政の関与は制限されております。

個人情報取扱事業者に対する監督のあり方についてです。

本法案に定める義務規定は、事業活動に伴う個人情報の取り扱いを規律するものであります。事業活動に伴う消費者等の個人情報の保護に関する事務は、既に内閣を構成する各大臣が分担している各事業者の活動に関する事務と一体的に遂行することが合理的かつ実効的であります。

新たな第三者機関の設置については、既存の行政機関と事務が競合し、屋上屋を架ることとなるのみならず、責任関係が不明確になるおそれがあります。さらに、地方組織を含む膨大な組織の整備は、行政改革の流れにも反するものであります。

情報主体の関与についてです。

この法案においては、個人情報の取り扱いに関し、本人が能動的に関与できるよう、開示、訂正、利用停止等の具体的な規定が盛り込まれております。

また、業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす場合が例外とされていることについては、適正な試験の実施や人事管理が阻害されたり、第三者との信頼関係が損なわれたりする場合などを想定して設けられているものです。

ただし、単に業務に支障を及ぼす場合を例外とするのではなく、業務の適正性や支障の大きさをその要件としていることから、この規定が乱用されることにはなりません。

民間に比べ行政に甘いとの御指摘がございました。

行政機関については、既に国家公務員法等に守秘義務と罰則が設けられています。また、本法案では、個人情報そのものの漏えいを禁止しており、違反すれば懲戒処分の対象になります。一方、民間事業者については、まず自主的な是正が求められ、改善されない場合に命令が出され、これに従わないときに初めて罰則の対象となります。

このように、行政機関に対してはより厳格な制度としており、行政に甘過ぎるとの指摘は当たりません。

センシティブ情報の収集制限についてです。センシティブな情報であるかどうかは、情報の種類や内容のみならず、個々の利用の目的やその方法によって異なるものであります。したがって、この問題については、必要に応じて、個別の法制度や施策ごとにきめ細かく措置する方が効果を上げることができると考えています。

城山三郎氏の発言についてでございます。

この法案は、そもそも、IT化が進展し個人情報がITにより処理されている状況下において、個人情報を利用する有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としております。他方、言論、表現の自由を尊重することが重要であることは十分認識しており、メディアが法律の規制対象とならないよう、十分な措置を講じております。

このように、表現、言論の自由とプライバシーの保護は両立できる制度になっているものと考え

ております。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 榎屋敬悟君。

(榎屋敬悟君登壇)

○榎屋敬悟君 私は、公明党を代表いたしまして、ただいま議題となりました個人情報の保護に関する法律案及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案など関連五法案に對しまして、質問を行います。(拍手)

私は、今、平成十一年の第百四十五回国会での議論を思い出しております。全国的な住民基本台帳ネットワークシステム構築の条件として、個人情報の保護に万全を期するため、速やかに所要の措置を講ずる必要がある、民間を含む個人情報保護法の制定を急がなければプライバシーの保護について国民が安心できないなどとの声が、与党、野党を問わず、盛んに出されたのであります。

本国会では、行政機関の保有する個人情報を含め、まさに、包括的な保護法制が議論されるわけでありませぬ。

近年のIT社会の進展は、秒進分歩、経済・産業界はもちろんのこと、各家庭におきましても、銀行の口座振り込みから飛行機のチケット予約まで、家庭にいながらにすることができるまでに目覚ましい発展を遂げております。こうした我が国のIT社会を展望しながら、関連五法案が一刻も早く成立することを願いつつ、最重要項目に絞り、質問させていただきます。

先ほどの山内議員とはほぼ同じ論点であります。が、やや論点が絞られてきたなという感を大きくするとともに、大事な点でありますから、重ねて

お伺いしたいと思います。

まず、総理にお伺いしたい。

私も公明党は、IT社会には光と影がある、利便性の裏腹の課題として情報流出の懸念への対処が不可欠であると考えておりますが、今回の個人情報保護関連五法案はこの影の部分に對しどのような役割を果たすのか、しかと御説明いただきたいと思ひます。

次に、基本原則についてであります。

この基本原則は、国民にひとしく備わる人格権の確立を根拠として、みずからの個人情報のみならずコントロールできるといふ、いわば当然のことを改めて確認をし、規定をしている、このように私は理解しております。この基本原則の適用、確立は、個人の人權を最大限に尊重する姿勢のあらわれであり、個人、法人を問わず、至極当然のことであると考へます。

メディアの方々からは、この基本原則の適用に對し、先ほども出ておりますが、報道の自由を侵害するのではないか、取材活動への支障を来すおそれがあるのではないかと懸念が示されているわけでありませぬ。

繰り返しますが、私は、この基本原則は、個人情報を取り扱うすべての者が適正な取り扱いに努力しなければならぬ旨の努力規定、精神規定を盛り込んだものでありまして、公権力の関与や罰則は一切ないものと認識しておりますが、改めて、総理の明確な御見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

さらに、義務規定の適用についてであります。

これも先ほど出ましたが、この義務規定については、報道は適用除外とされております。その報

道の定義を明確にしたい。また、新聞社、出版社、フリージャーナリストといった立場において、本法案の規定において何らかの差別があるのかどうか、懸念を払拭する総理の明確な答弁をお願いするものであります。

さて、昨年の通常国会に提出されました個人情報保護法案、いわゆる基本法であります。これは行政機関等の法制を急ぐべきではないか、この強い声が上がりました。今回は、双方の法律案があるわけでありませぬ。個人情報の漏えいに関し、民間部門に比べて行政機関に関する規律が甘いのではないかと、官に甘い法制であるとの厳しい声がありますが、こうした声にいかにお答えになるのか、今度は片山総務大臣に明確な御答弁をお願いしたいと思ひます。

最後に一点、総理の御決意を伺いたいと思ひます。

今回の関連五法案により、我が国は、個人情報保護に関する包括的な法整備を行うこととなります。その上で大事な点は、いま一度、住民基本台帳ネットワークシステムに立ち返っていただきたいということでありませぬ。もとより、セキュリティに万全を期しているネットワークであると理解はしておりますが、包括的な法整備にあわせ、国民の理解と信頼を得るため、さらなる個人情報保護措置を検討すべきであると考へます。

二十一世紀の電子政府、電子自治体の構築に向けてぜひとも取り組むべき課題であると思へます。総理の御決意を伺って、質問を終わります。

(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇)

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 榎屋議員にお答

えいたします。

個人情報保護関係五法案がIT社会において果たす役割についてでございます。

今回提案している五法案は、我が国が目指す世界最高水準のIT社会の基盤となるものであります。

これらの法案は、官民双方を視野に入れ、個人情報を取り扱う際の規律を定めるとともに、開示、訂正等による本人チェックの仕組みを設けることなどを通じて、個人情報の有用性に配慮しつつ、プライバシーを初めとする国民の権利利益の保護に大きな役割を果たすものであります。基本原則についてです。

法案第二章の基本原則は、個人情報を取り扱うすべての者が、個人情報の適正な取り扱いを行うよう、自主的に努力すべきことを求めるものであります。すなわち、基本原則は、議員の御指摘のとおり、これに基づいて具体的な義務が課されるものではなく、公権力の関与や罰則は一切ありません。

報道の定義及び出版社、フリージャーナリストの位置づけなどに関するお尋ねです。

報道の定義については、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること、または、客観的事実を事実として知らせることに、これに基づいて意見もしくは見解を述べることというものであります。

また、出版社、フリージャーナリストの扱いですが、義務規定が除外される報道機関とは、報道を業として行う者であり、報道を行う雑誌を発行する出版社や、報道を行うフリージャーナリストは、いずれも報道機関に該当し、義務規定は除外

されるものであり、条文に例示されている放送機
関、新聞社、通信社とその扱いに相違があるもの
ではありません。

住民基本台帳ネットワークシステムのお尋ねで
す。

都道府県や指定情報処理機関が保有する情報
は、法律上、氏名、住所、性別、生年月日の四情
報に関するものに限定されているほか、関係職員
の守秘義務違反に対する罰則を加重する等、制度
面等で万全の個人情報保護措置を講じています。

また、電子政府、電子自治体を実現するための
基盤となるシステムであることから、今後とも、
個人情報の適切な管理について、国民に信頼され
るシステムの構築と運用に努めてまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁させ
ます。(拍手)

(國務大臣片山虎之助君登壇)
○國務大臣(片山虎之助君) 榊屋議員の質問にお
答えいたします。

個人情報情報の漏えいに関する規律の官民比較をす
れば、官が甘いのではないか、こういうことでこ
ざいます。

今、総理が御答弁しましたように、行政機関に
つきましては、国家公務員法がありまして、守秘
義務があるわけでありまして、個人情報のうち秘
密に関するものを漏らせば、これは守秘義務違反
で、ストレートに罰則がかかる、こういうことに
なっておりますし、個人情報そのものの漏えいに
関しましては、この法案で禁止いたしております
から、その違反は懲戒処分の対象になる。国家公
務員法というのがありますから、その規定上は国
家公務員法で担保する、こういう思想になってい

るわけでありませぬ。

一方、民間部門につきましては、一般的な守秘
義務制度はございませんし、漏えい行為等に対し
ましては、先ほどお話しのように、まず警告を
やうて、聞かなければ命令を出して、その後には罰
則、こういうことでございますから、直接、罰則
で担保する仕組みにはなっておりませぬ。

そういう点からいいますと、制度的には行政機
関の方がより厳しいと思えますけれども、運用上
もぜひ今後厳しくしてまいりたい、こういうふう
に思っております。

以上であります。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 武山百合子君。

(武山百合子君登壇)
○武山百合子君 私は、自由党を代表して、ただ
いま提案のありました個人情報保護に関する法
律案、行政機関における個人情報の保護に関する
法律案、独立行政法人等における個人情報の保護
に関する法律案、情報公開・個人情報保護審査会
設置法案、行政機関における個人情報の保護に関
する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関す
る法律案について質問いたします。(拍手)

冒頭に、一言申し上げます。

今回、自民党を初めとする与党は、行政機関に
おける個人情報保護に関する法律案外四法案につ
いて、本来総務委員会が審議すべきであるとの私
たち野党の強い要求に対し、個人情報保護法案を
審議する内閣委員会に付託することを主張し、こ
れら五法案は結局、一括して審議するということ
になりました。

私は、世間から強い批判を浴びている個人情報
保護法案の審議時間や質疑回数を少しでも多くと
るといふ観点からは、これでよいのかという思い
を禁じ得ません。

また、先般、総理の国会演説、委員会の出席は重
要な広範議案に限るとか、総理が国会演説、委員
会に出席した週は、党首討論である国家基本政策
委員会は行わないとのルールが定められたが、
これは、総理の国会演説、委員会への出席が余り
にも多過ぎる、総理が出席するような重要な議案
は週に一回、慎重に審議しようとの観点から決め
られたはずで。

しかし、今回の小泉総理、政府・与党の国会運
営を見ますと、本日の個人情報保護法案の趣旨説
明、質疑に引き続き、あすには有司法制関連三法
案の趣旨説明を本会議で行うことになっていま
す。このような国民生活の根幹にかかわる重要法
案の趣旨説明を二日連続で行うことは、通常では
全く考えられません。(拍手)余りにも強引な日程
であり、国民を無視した、力づくの行為でありま
す。

小泉総理、あなたは、本会議に出席したという
口実で、国家基本政策委員会を開かずして党首討論
から逃げ回る一方で、国民の関心の非常に高いこ
れら重要法案をゴールデンウィーク前に駆け込み
的に審議入りするのは、一体どんな神経なので
しょうか。(拍手)非常識きわまりないではありません
せんか。小泉総理及び政府・与党は猛省すべきで
す。

とりわけ、山崎拓自民党幹事長の女性問題に目
をつむったまま、これら重要法案を審議すること
は到底できません。今回報道された山崎幹事長の
愛人問題は、口にするものはばかられるほどおぞ
ましいものである上、公費による衆議院の正式の
海外調査団の団長を務めながら、愛人を同行させ
たことが事実ならば、院の権威を落とす愚行であ
ります。(拍手)

小泉総理は、個人情報保護法案、有司法制関連
三法案という、二十一世紀の日本の行方を左右す
る重い問題に取り組む前に、自民党総裁として山
崎幹事長を更迭すべきです。(拍手)そうでなけれ
ば、総理の座右の銘である信なくば立たずなど、
空念仏にすぎません。総理の見解を求めます。

さて、この個人情報保護法案については、我々
自由党も、かねてから、個人情報を保護するため
の法整備は早急に行うべきであるとの観点から、
法案策定の必要性を認識していました。そして、
連立与党のときに、個人情報保護に関する与党プ
ロジェクトチームに参加し、私自身もチームのメ
ンバーとして実際に討議を行い、検討を重ねた経
緯があります。

しかし、そのベースとなった考え方は、あくま
でも、高度情報通信社会推進本部個人情報保護検
討部会で平成十一年十一月に出された、OECD
八原則も踏まえた中間報告であり、それをもとに
立法化の検討が進められていたはずで、この立
法化は、報道機関などからもある程度の賛成を得
られていたが、残念なことに、自由党が連立
を離脱した後に、この原則は大きく変質してしま
いました。

立法化は、もともと、国や地方公共団体が保有
する個人情報や国民が自己管理することを促し、
民間事業者が保有する個人情報の商業目的による
不正流出を規制することを主たる目的としていた
はずですが、現に提案された法案を見ますと、ま

官報(号外)

ず、個人情報保護法制の基礎となるべき自己情報コントロール権についての規定が不明確、不十分であります。その一方、個人情報取扱事業者に対する主務大臣の権限が強大であり、公権力による民間への不当介入を招くおそれがあります。さらに、義務規定の適用除外となる報道の範囲があいまいな上、基本原則が適用されることで取材、報道活動の萎縮を招き、表現の自由を侵害するおそれがあります。

つまり、ジャーナリズムを含む民間全体を取り締まる法律に性格を変えています。この内容では、言論統制法であると指摘を受けるのも当然です。(拍手)

本法案は、廃案にして新たに作り直すか、前に述べた指摘を踏まえ抜本的な修正を行うべきと考えますが、小泉総理の見解をお伺いします。

次に、法案の目的について伺います。

政府案では、政府が基本原則と基本方針を定め、国、地方公共団体の責務を明確にするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務を定めることとなっています。しかし、これだけでは、個人情報の保護という本来の目的に反して、むしろ、政府・与党がジャーナリズムや表現活動に新たな制約を加えるのではないかと。いわば、官が情報をコントロールするだけの法案になってしまふ懸念が非常に強くあります。

したがって、少なくとも、法案の目的に、自己情報のコントロール権を明確に位置づけるとともに、個人情報収集、利用、第三者に対する提供などに係る本人の権利利益を保護することも明記すべきであると考えますが、総理の見解を伺います。

さらに、基本原則及び基本原則の適用除外について伺います。

本法案では、基本原則は、個人情報を取り扱うすべての者に適用されています。確かに、基本原則には罰則などの規定がなく、単なる努力義務とされていますが、個別の条項である、適法かつ適正な取得とか、本人の適切な関与、透明性の確保などの原則に基づいて、正当な取材活動であっても取材拒否されたり、取材した後も取材内容の開示を求められたりするおそれがあります。また、法律違反を理由に裁判に訴えられる可能性もあります。

これでは、報道機関と取材源の関係が根底から揺らぐことになり、取材、報道、表現活動が大きな制約を受けることは明白です。例えば、この法案が成立していたら、前自民党鈴木宗男衆議院議員の疑惑に対する取材活動は何らかの厳しい制約が加えられていた可能性があります。

また、報道機関が報道目的で個人情報を取り扱う場合は、第五十五条により義務規定の適用を除外されることになっていますが、適用除外はあくまでも報道の用に供する目的の場合に限定されており、しかも、報道目的か否かの判断は行政にゆだねられることになっていきます。加えて、この適用除外の対象には出版社やフリーのジャーナリストなどは明記されていないなど、重大な問題があります。

今後、適用除外の規定を明確にするとともに、必要なものは、基本原則自体を適用除外とすることを法案に明記すべきだと考えますが、総理の見解を伺います。

次に、主務大臣の関与について伺います。

本法案では、個人情報を取り扱う事業者の事業内容によって主務大臣を置くこととしていますが、これでは、所管大臣ごとに異なる取り扱いがなされるなどの事態が生じる可能性が十分にありまます。また、民間事業者全体や思想、信条、言論、表現などの自由に対する不当な介入を招きかねません。さらに、主務大臣の監督、命令などは、あくまでも事業者の行為に対するものであって、実際に個人情報侵害された者の苦情処理や救済は機能しない可能性もあります。

したがって、所管ごとの主務大臣の関与はやめ、統一的な個人情報保護の第三者機関として、個人情報保護委員会を独立行政委員会として設置すべきだと考えますが、総理の見解を伺います。

また、本法案や、その他の議題である行政機関の保有する個人情報の保護に関する法案などの四法案がこれだけ批判されているのは、国民の間で政府・与党に対する信頼が全くないことも一因であります。政府・与党に対する不信感が強いからこそ、本法案が恣意的に運用されるのではないかと疑われ、ここまで反対の機運が高まっていることを小泉総理は肝に銘じるべきです。

最後に申し上げます。

今回の法案は、国政選挙などで自民党の勢いが衰え続けている政治的背景のもとで、自民党を初めとする政府・与党が、ジャーナリズムに対して公権力による規制を行い、自分たちの都合のよいように報道機関をコントロールしたいとの思惑から作成されたことは間違いありません。小泉総理や政府・与党に良心が残っているのであれば、みずから反省し、この法案を廃案とすべきです。(拍手)

なお、あえて申し上げますが、ジャーナリズムの側にも問題があります。報道機関は、強い社会的影響力を持っており、最近、集団的な過熱取材、過熱報道がひど過ぎるといった指摘は、多々受けてきたはずですが、個人情報保護法案が出された後、報道機関側も、改めるべき点はみずからの手で改善していくと発言しておりますが、遅きに失した感はありません。国民の信頼を回復するためにも、必要な改善は自主的に、早急に行うべきです。

自由党は、本法案の廃案を目指すとともに、個人情報の自己管理の確立と、個人情報の不正流出を規制することを主たる目的とした、新たな個人情報保護法案を作成することに全力を尽くすことを表明して、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇)

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 武山議員にお答えいたします。

山崎幹事長を更迭すべきではないかとお尋ねです。

山崎幹事長についての報道は、私的な事柄に関するものであり、御本人は報道内容を否定され、既に法的措置をとられたものと承知しております。

こうした問題と国政上の重要課題とは区別して考えるべきであり、政府としては、個人情報保護法案、有事法制関連三法案とも、その早期成立に向けて取り組んでいきたいと考えております。

個人情報保護法案が言論統制法ではないかとお尋ねです。

この法案は、IT化が進展し個人情報がITにより処理されている状況下において、個人情報を

利用する有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としております。

メディアについては、むしろ法律の規制対象とならないよう、事業者に対する義務規定、主務大臣の監督の適用を一切除外するなど、十分な措置を講じており、言論統制法であるとの御指摘は当たらないと考えております。

個人情報保護に関する法律案の目的規定についてです。

法律の目的として、個人情報の取り扱いに関し、個人の権利利益を保護することを明記しており、これには、御指摘の点も含め、およそ、個人情報の取り扱いに関し、法的に保護されるべき個人の権利利益はすべて含まれております。

なお、自己情報のコントロール権という概念については、その内容、範囲及び法的性格に関し、さまざまな見解があり、十分な明確性を有するものとは言えないため、法律の文言としてはしていないものであります。

今後、報道機関の適用除外規定を明確にするともに、必要なものは基本原則自体を適用除外とすることを法案に明記すべきこと等ねでありま

す。法案においては、報道機関とは報道を業として行う者であり、その報道機関が行う個人情報の取り扱いは一部でも報道目的が含まれる場合を適用除外としております。このように、趣旨は明確である一方、例示には限りがあるため、あらゆる例示を列挙することは必ずしも適切ではないと考えております。

また、基本原則は、官民を通じ、個人情報を取り扱うすべての者が、みずから適正な取り扱いを

行うよう努力すべきことを定めるものであり、報道分野に基本原則が適用されても支障が生じるとは考えておりません。

個人情報取扱事業者に対する監督のあり方についてです。

本法案に定める義務規定は、事業活動に伴う個人情報の取り扱いを規律するものであります。事業活動に伴う消費者等の個人情報の保護に関する事務は、既に内閣を構成する各大臣が分担している各事業者の活動に関する事務と一体的に遂行することが合理的かつ実効的であります。

新たな第三者機関の設置については、既存の行政機関と事務が競合し、屋上屋を架することとなるのみならず、責任関係が不明確になるおそれがあります。さらに、地方組織を含む膨大な組織の整備は、行政改革の流れにも反するものであります。(拍手)

(議長退席、副議長着席)

○副議長(渡部恒三君) 吉井英勝君。

(吉井英勝君登壇)

○吉井英勝君 私は、日本共産党を代表して、個人情報の保護に関する法律案及び関連四法案について、総理並びに総務大臣に質問します。(拍手)

初めに、基本法的位置づけを持つ、個人情報の保護に関する法律案についてですが、この法案の最大の問題は、国民の表現、報道の自由を脅かす危険な法律だということにあります。

第一に、基本原則について質問します。

法案は、基本原則の中で、「個人情報とは、適法かつ適正な方法で取得されなければならない」と「個人情報を取り扱うときに本人が適切に関

与し得るよう配慮されなければならない。などとしています。これは、一見したところ、当たり前のように見えますが、マスコミの取材活動などに適用されると、報道規制がなされることになりま

す。例えば、疑惑政治家の追及や解明は、まず疑惑政治家の個人情報を集めることから始まり、取材内容を明らかにすることを求めたり、関係者に一切の取材拒否を指示した場合、取材活動は大きく制限されることとなることは明らかであります。総理、この法律は、そうした事態を許す仕組みになっていないのでしょうか。

さらに、政治家の疑惑を報道した場合、疑惑政治家が、追及を免れるために、基本原則を根拠に、取材源の開示や自分の情報の開示あるいは訂正を求めたり、場合によっては、情報の取得方法や扱い方を理由に賠償請求がされることも想定されます。法案がそうした場合の根拠に使われないか、総理、明確に答弁されたい。(拍手)

この基本原則の違反行為には罰則がありませんが、裁判で争われたとき、裁判官の判断基準に使われ、事実上の拘束義務になるではありませんか。だからこそ、新聞協会は、意見書で、基本原則が適用されると、取材を受ける側の情報提供が萎縮したり、基本原則を口実に取材を拒否することも増えたり、十分に報道できなくなることも予想されると指摘しています。

総理、国民の知る権利を尊重する上で大事な役割を果たしている報道活動をこの法律が萎縮させることにならないと言えますか。お答えいただきたい。

また、法案は、業界を所管する主務大臣制を設けることとしています。そして、違法な取り扱いをしたとして是正を求める勧告や命令ができることとし、勧告や命令の際、表現の自由などを妨げることがないよう配慮しなければならぬ。と規定しています。主務大臣の勧告や命令が、表現の自由などにどのような影響を及ぼすと考えているのか、伺うものであります。

これは、自民党が、報道と人権等のあり方に関する検討会で、個人情報保護法案の中に、電波メディアに対する郵政省のように、新聞や雑誌など活字メディアに対しても主務官庁が指定したいとしてきた自民党の意向を反映したものではありませんか。

表現、言論の自由に対する行政の権力介入のおそれがある主務大臣制はとるべきではありません。答弁を求めます。(拍手)

法律の文言上で、個人情報取扱事業者の義務から、報道、学術研究、宗教、政治の用に供する目的の個人情報適用除外としております。その際、放送機関、新聞社、通信社は明記されていますが、「その他の報道機関」の範囲、また、文学・文芸作品、評論の扱いは不明確であり、その定義は権力機関である政府の判断と解釈次第となってしまうのではありませんか。

本来、個人情報の保護であるべき法案に、メディア規制を前面に出してきたのは、自民党が、一九九八年の参議院選挙敗北や、森内閣の中川秀直官房長官にかかわる報道などを契機に、報道介入に向けた報道モニター制、選挙報道の規制の検討、法規制を視野に入れた偏向のチェックを口実とした放送活性化委員会の設置からであります。

表現、報道の自由は、憲法二十一条で保障された国民の基本的権利であり、国民主権、民主主義の中核をなす権利であります。この国民の権利に政府、行政が介入する余地を与えることは、憲法にかかわる重大問題であります。

戦前の明治憲法にあった「言論著作印行及結社ノ自由」が、「法律ノ範囲内」での国家の管理下の自由であり、それさえ、出版法、新聞紙法、治安維持法などによって、強力な規制を受け、自由が圧殺されました。こうした戦前の言論弾圧法の教訓から、今日の日本国憲法は、無条件に表現の自由を保障したのであります。

日本共産党は、戦前、権力の過酷な弾圧のもとで、労働者の団結、出版、集会の自由などを掲げて不屈に闘ってきた党として、表現、報道の自由を規制する本法案は断じて容認することはできません。(拍手)

第二は、個人情報保護を法律としても極めて不十分だという問題についてであります。情報通信技術の急速な発展により、行政機関を初め金融業界、情報通信産業、人材派遣業など、膨大な個人情報が集積され、個人情報の漏えい、売買など、これまでに増して大規模なプライバシー侵害事件が起きています。これに対して、消費者保護運動、日弁連など多くの国民の皆さんから、真のプライバシー保護の法制化が求められています。そのためは、一般国民や報道機関を除いた、

金融業界等、業種ごとに対応した個人情報保護法とするべきであります。

プライバシー権というのは、初めは、一人ではおかれる権利として提唱されましたが、今日では、自分の情報は自分でコントロールする自己情報コントロール権という、能動的権利として定義されています。国民のプライバシー権を保護するためには、この立場が法案全体に貫かれることこそ必要であります。

しかし、政府案には、プライバシーという規定はありません。自己情報のコントロールの立場にも立っていません。なぜ、プライバシー権を明記しないのですか。そもそも、個人情報保護の本来的目的というのはプライバシーの保護にあるのではありませんか。明確な答弁を求めます。(拍手)

法案は、個人情報を取り扱う事業者に、利用目的による制限、第三者提供の制限、本人への開示などについて、一定の義務が課されています。しかし、それぞれに対し、幅広い例外規定が設けられています。

例えば、自分が自分の個人情報の開示を求めるという基本的な権利に対しても、事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合にはこれを拒否できるとしています。これでは、自分の情報を知ることができず、業者の情報が正しいのか間違っているのかもわかりません。こういう幅広い例外規定は、個人情報保護どころ

か、個人の権利を制限するものではありませんか。

この背景には、全銀協や経団連などが、個人情報保護の取り扱いが企業にとって負担がふえるとして、極めて消極的、否定的な態度をとっていることがあります。幅広い例外規定は、個人の権利を守るより、企業利益を最優先するものではありませんか。

一九八〇年に、OECDは、理事会勧告として、個人データの国際的流通を前提としたプライバシー保護の国際的な最小限の基準として、八原則のガイドラインを示しました。その中では、個人情報のデータ収集には制限を設けるべきであると勧告していますが、政府案では、収集の制限を明確に規定せず、収集に当たって本人の同意も欠落させています。また、OECD原則では、自己の情報について、存在、開示、訂正、停止等を個人情報取扱事業者に請求することを明確に権利として明記していますが、政府案にはすっぱり抜け落ちていたのであります。国際的な最小限の基準さえ欠落させた内容では、個人情報保護の名に値しない、全く不十分なものではありませんか。(拍手)

次に、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案について質問します。個人情報保護をオンラインで結合することを禁止することにしています。

法案では、行政機関が特定の目的で集めた個人

情報でも、利用目的と相当の関連性があれば、だれの個人情報でも利用できることを認めています。その相当の関連性の有無は行政機関が判断し、その合理性の有無を本人が確認することはできません。これでは、相当の関連性といっても、利用制限に何の歯どめもかからないことになるではありませんか。

しかも、住民基本台帳ネットが稼働することにより、あらゆる個人情報を行政機関が自分の判断で自由に使うことができるではありませんか。不十分な個人情報保護制度のまま住民基本台帳のオンラインネットを八月から開始しようとするなど、言語道断であります。八月実施はやめるべきであります。(拍手)

国民の個人情報保護するとともに、知る権利や言論、表現の自由など基本的権利の擁護と、政治や社会の不正、腐敗を国民の前に明らかにすることが、今日、強く求められているところでもあります。

日本共産党は、政府が個人情報保護法案を撤回することを求め、報道関係者など多くの国民の皆さんと共同して闘うことを表明して、質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇)
○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 吉井議員にお答えいたします。

本法案における本人関与が取材活動の制限につながるのではないかとのお尋ねです。

本法案における基本原則は、報道目的を含めた個人情報における有用性に配慮しつつ、個人情報の適正な取り扱いを行うよう、自主的に努力すべきことを求めるものであります。

したがって、取材活動に対し、基本原則に基づいて具体的な本人関与に関する義務が課されるものではなく、取材する者がみずからの判断で努力することにより、取材活動の制限とはならないと考えております。

基本原則は、報道目的を含めた個人情報の有用性に配慮しつつ、個人情報を取り扱うすべての者が、個人情報の適正な取り扱いを行うよう、自主的に努力すべきことを求めるものとしております。このため、これに反していることを根拠として、直接、裁判に訴えることは困難であると考えています。

基本原則による報道活動の萎縮については、基本原則は、これに基づいて具体的な義務が課されるものではなく、公権力の関与や罰則は一切ありません。

一方、取材協力は、情報提供者の正義感、取材する者に対する信頼感等により支えられた本人の見識によるものであり、このようなことは本法案施行後においても変わるものではないと考えております。

したがって、報道分野に基本原則が適用されても支障が生じるとは考えておりません。

主務大臣の勸告、命令の際の表現の自由への影響については、報道機関が報道目的で行う個人情報の取り扱いについては義務規定の適用が除外されますが、例えば、取材の相手方は報道機関ではないため、義務規定の適用対象となる場合があります。このような取材の相手方に主務大臣が勸告や命令を行うことにより、取材活動、ひいては報道活動に影響を及ぼすおそれのある場合も想定されることから、こうした懸念を払拭するため、主務大臣が表現の自由を妨げるような報告の徴収、助言、勸告及び命令を行わないことを条文中明確にするために配慮義務を規定しております。

この法案は、IT社会における国民や消費者などの個人情報の保護を図るものであり、メディアを規制するものではありません。電波メディアを含め、義務規定の適用が除外される報道機関については、主務大臣の関与があり得ず、この法律上の主務大臣は置かれたい仕組みとなっております。

本法案に定める義務規定は、事業活動に伴う個人情報の取り扱いを規律するものであります。事業活動に伴う消費者等の個人情報の保護に関する事務は、既に内閣を構成する各大臣が分担している各事業者の活動に関する事務と一体的に遂行することが合理的かつ実効的であります。

報道目的の定義、判断についてのお尋ねであり

ます。

報道とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること、または、客観的事実を知らせるとともに、これに基づいて意見もしくは見解を述べることがをいうものであり、報道機関とは、このような報道を業として行う者をいうものであります。

報道であるか否かについては、その一部でも報道を目的としているか否かの事実に基づき客観的に判断されるものであり、このような判断は、まずは事業者本人が判断し、当事者間で争いが生じた場合には、当事者間で判断され、場合により裁判において決着が図られることとなります。

なお、仮に争いが行政に持ち込まれることがあるとしても、広く表現の自由にかかわる活動を妨げるのではないよう主務大臣に配慮義務が課されており、行政の関与は制限されております。

法案と表現、報道の自由についてのお尋ねでは全くありません。

すなわち、メディアを含む万人を対象とする基本原則は、各人による努力義務規定であることを明記し、公権力による関与や罰則は一切ありません。

また、報道分野は、事業者に対する義務規定、主務大臣の監督の適用から一切除外していることにも、取材の相手方等に対する主務大臣の監督に

関しては、表現の自由を妨げることがないよう配慮義務を明記しているところであります。

プライバシー権についてのお尋ねです。本法案は、プライバシーを含む個人の権利利益を広く保護することを目的としております。

そこで、このような個人の具体的な権利利益の侵害が発生することを未然に防止するため、基本原則や取扱事業者の義務などを定めているところであり、必ずしもプライバシー権に言及する必要はないと考えております。

この法案における義務規定の例外となる規定についてのお尋ねです。例外規定については、この法律において保護されるべき個人の人格的、財産的な権利利益と、他の法的に保護されるべき個人情報の有用性に基づく正当な権利利益との間で調整を図るために置かれているものであります。

したがって、御指摘のような企業利益を優先するためのものではありません。

法案の基本原則とOECD原則の関係については、OECD原則の個人参加の原則については、法案の基本原則のうち、透明性の確保の原則が対応しております。

また、この原則を具体化し、法案第五章において、本人は、事業者に対し、開示、訂正、利用停止等を求めることができることとしており、個人

情報保護の法律としては十分なものと考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

(國務大臣片山虎之助君登壇)

○國務大臣(片山虎之助君) 吉井議員の御質問にお答えいたします。

利用目的の変更の際の相当の関連性の判断はどうか、こういうことでございます。

これは客観的な判断でなければなりません。一次的には行政機関の判断、こういうことになりませうけれども、それは客観性がなければならない。

さらに、行政機関の解釈がおかしいというときは、本人がそう思う場合には、利用差し止めを請求することができます。また、相当の関連性に関する行政機関の判断に不服があれば、情報公開・個人情報保護審査会に不服申し立てを行う、または訴訟によって争うことができるわけでありまして、このような仕組みを通じて、行政機関における適正な取り扱いが担保されているものと考えております。

なお、住基ネットワークシステムについてのお話でございますが、個人情報保護の十分な保護のもとに八月から施行させていただきたい、こういうふうにも考えております。

以上であります。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) 北川れん子君。

(北川れん子君登壇)

○北川れん子君 私は、社会民主党・市民連合を代表しまして、ただいま議題となりました、内閣提出、個人情報保護に関する法律案を初めとする個人情報保護関連四法案につきまして、小泉総理並びに関係閣僚に質問いたします。(拍手)

本日、四月二十五日、新聞協会が、メディア規制法案と位置づけ、緊急声明を出しました。

読売にはこう書いてあります。「表現の自由に介入」。産経、強い反対の意思表示、東京、断固反対、朝日「報道の自由、不当に制約」、毎日「表現の自由介入に道」。一九八七年五月三日の朝日新聞阪神支局襲撃事件以来、十五年ぶりの緊急声明だというふうに、産経以外は一面に出しておりました。

本日、二十五日、個人情報保護法案の審議入り迎えと報道した新聞もありましたが、マスコミの皆さん、この五法案を押しつけられようとしている内閣委員会では、また審議入りを認めていません。どうか、報道の先行だけはやめてください。私たちは断固廃案を求めてまいります。

では、質問に入らせていただきます。

高度情報社会の進展、住民基本台帳法の改正、警察を初め各種機関からの情報流出、漏えい事件等、個人情報の保護の必要性が高まっており、私たちも個人情報保護法を早く制定すべきと考えています。

かのJ・S・ミルが「人は、自分自身、その身

体、そしてその精神の主権者である」としながら、行政の能率の追求や経済利益の追求、便利さの追求が優先され、個人の尊厳が極めて弱い位置づけに置かれてきたのが現実の世界です。ここに光を照らし、個人情報の本来の持ち主の権利を保障するのが本来の個人情報保護法案であると私は思います。ところが、政府案は、個人情報の保護を求める国民の期待を逆にとり、企業が個人情報を自由に使えるようにするとともに、国家がマスコミに介入するための法案にすりかえられたものとなっております。

このような立場から、まず、個人情報の保護に関する法律案についてお伺いいたします。

政府案は、あらゆる者に適用される基本原則と民間事業者への規制法が一体となる、複雑な法体系をとっています。そのため、表現の自由への不当な介入など、過度の規制を招かざるを得ない問題を生じさせています。しかも、本当に必要な分野には規制が甘く、私的自治にゆだねるべき分野にも一律の規制が投網のようにかかるという問題も引き起こしています。

なぜ、基本法と民間事業者に対する規制法を分けたのか、どうしてこのような複雑な法体系になっているのかにつきまして、竹中担当大臣の御見解をお尋ねいたします。

さて、法案では、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としています。これは、個人情報保護の目的があいまいであると言わざるを得ません。

個人は保護される対象ではなく、自己情報をコントロールする権利の主体です。国民の不安は、知らないとこでみずからの情報が取得され、利用されていることへの不安、みずからの尊厳が傷つけられることへの不安も多いのです。単に「個人の権利利益を保護する」というのではなく、個人の自己情報コントロール権として明確に位置づけるべきであったと考えます。

自己情報コントロール権について、総理の所見を伺います。

法案は、地方公共団体の責務を定めています。が、実際は、多くの地方自治体が制定している個人情報保護条例の方が、開示請求権や訂正請求権などを具体的に明示して、個人情報保護制度における個人イコール本人の重要性をはっきりと指摘しており、政府案は自治体の条例より後退していると考えますが、総務大臣はどのように評価されるのでしょうか。

また、個人情報には、死者の個人情報が含まれていません。しかし、コンピューターに蓄積された個人情報は数十年後に利用することが可能です。本人が生きている間に何も利用されなくても、何年後かに、子孫に関連して利用され、その子孫に重大な不利益をもたらす危険性があります。また、死者であっても知られなかった情報があります。

死者の個人情報の保護についてどのように考えておられるのか、竹中大臣の御見解をお尋ねいたします。(拍手)

政府案は、事業を所管する大臣を主務大臣として、業界ごとに個人情報保護を名目とした各省の権限を強めることになるとともに、主務大臣ごとの異なる取り扱いがなされるなど、縦割り行政の弊害の懸念があります。

何よりも、政府機関への情報の過度の集中や大臣、官僚の恣意的運用への懸念を払拭できません。報道や弁護士のように、だれが主務大臣となるのか、はっきりしないものもあります。竹中大臣、この辺はいかがですか。

本来、刑罰の制裁の必要性があるのは、医療や金融、信用情報などの領域であるにもかかわらず、政府案では、日常的な個人事業者にまで広範に開与、介入するおそれがあります。したがって、欧米諸国のように、行政から独立した第三者による個人情報保護を統一かつ専門的に扱う機関として、個人情報保護委員会を設置すべきではないかと考えますが、総理の見解を伺います。

法案では、病歴や思想、信条、門地のような、いわゆるセンシティブ情報に対する特別の規制が盛り込まれていません。個人情報の保護で問題になっているのは、これら差別的な取り扱いを生み出しかねない情報ではないですか。第五条の「適法かつ適正な方法で取得」は緩過ぎると思われるを得ません。いわゆる部落地名総鑑や名簿業者の持つ差別的データについてきちんと規制できるのかにつきまして、竹中大臣の答弁を求めます。

報道や学術研究目的等の個人情報について、義務規定を適用除外とするものの、法案の基本原則

は適用することとしています。しかし、取材源の秘匿が守られるのか、公権力の介入を招かないのかなど、運用によっては個人情報保護を口実とした報道規制につながるという懸念も払拭できません。

報道なのか中傷なのかについては、だれが判断するのですか。また、例えば中川元官房長官のビデオテープや森前首相の売買疑惑報道は、報道であり、問題ないのですか。いや、ゴシップであるから法の対象なのですか。これらについても竹中大臣にお伺いいたします。

言論、表現の自由、出版、報道の自由は、民主主義にとって不可欠の前提です。本法案を初めとするメディア規制法案について、新聞協会等も先ほど申しましたように緊急声明を出しましたが、政府のスポークスマンである官房長官はどのように受けとめていますか。

総理、私は、公権力によるメディア規制につながるものがあっては断じてならないと考えます。あわせて、総理の明快な答弁を求めます。次に、行政機関の保有する個人情報保護法案についてお尋ねします。

現行法については、制定当時から、マニュアル処理の個人情報に適用されないことを初めとする、さまざまな問題が指摘されてきました。確かに、今回の法案は一定の配慮がなされていますが、問題は、住民基本台帳ネットワークシステムへの不安にどう対応できるのかということにあります。

例えば、総務大臣、住民のプライバシーを一元的に管理する重要な機関である地方自治情報センターに対して、この行政機関個人情報保護法は適用されるのですか。また、行政機関側がネットワーク結合の形態で地方自治情報センターから本人確認情報の提供を受ける場合、保有個人情報に該当するのですか。お答えください。

さらに、同法第八条二項二号は、行政機関が保有個人情報を利用することを広く認めており、加えて、同条二項三号では、行政機関相互間の個人情報の提供が禁止されていません。

これでは、行政機関の一部門である警察庁が各行政機関とネットワークを結合させ、犯罪捜査を理由として、住民票コードを手がかりに、あらゆる行政機関の個人情報データベースを検索することも可能となるのではないですか。これこそ、国民総背番号制への道を開く暴挙ではないですか。行政機関内での利用及び行政機関相互間の個人情報データベースの提供は厳格に制限すべきであり、特に警察庁との連携は明確に禁止すべきではないかと考えますが、総務大臣、いかがお考えでしょうか。

この法案は八月五日施行予定ですが、住民基本台帳の稼働が大きなきっかけとなっていると思います。今のままでは、セキュリティの問題もあり、住民基本台帳ネットワークシステムを実施する条件が満たされていないと言わざるを得ません。

そこで、総務大臣、住民基本台帳の実施を延期す

る考えはありませんか。また、法案も改めて検討し直すのが妥当ではないかと思いますが、官房長官、いかがお考えでしょうか。

以上指摘しましたように、政府提出五法案は、多くの国民の期待とは裏腹に、個人情報に関する自己決定権を何ら保障するものとはなっており、言論や表現の自由を大きく制約するものとなっています。

政府が設置した検討部会のメンバーでさえ、修正意見を出されています。また、麻生太郎自民党政調会長も、四月二十三日に、修正を認識する空気が与党にあるとの発言をしています。これらは、法案に大きな問題と欠陥があることを示していると思いますが、官房長官はどのように受けとめていらっしゃるのででしょうか。

政府案はさまざまな問題があり、この際、改めて法案を出し直すことを強く要求します。総理の御決断をお願いします。

総理、城山三郎さんも、とんでもない言論弾圧、自由主義国家に例を見ない悪法、法案が成立したら取り返しのつかないことになる、強く憂慮されています。

城山さんは、本年、沖縄の個人情報反対の集会でのメッセージで、次のように言われました。戦後、辛うじて得たものがさまざまな自由で、それが自由の中で絶対にはなげぬものが言論の自由です。言論の自由を失えば、ほかの自由のすべてが吹き飛ばされ、再び戦時体制へと向かいかねません。個人情報保護法案は、その大

事な大事な自由をつぶそうという、とんでもない法律です。さきの戦争での大きな犠牲をせせら笑うような法律です。

城山さんの心からの警鐘を総理初め政府・与党の皆様が訴え、質問を終わります。どうもありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇〕

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 北川議員にお答えいたします。

自己情報コントロール権については、

自己情報コントロール権とは、プライバシーの権利に関する学説上の考え方であると承知しておりますが、その内容、範囲及び法的性格に関しさまざまな見解があり、現時点で十分な明確性を有するものとは言えないため、その概念を用いておりません。

しかし、本法案では、事業者による個人情報の取り扱いに対する本人の関与を制度化することとし、開示、訂正、利用停止等の具体的な規定を盛り込んでおります。

個人情報取扱事業者に対する監督のあり方についてです。

本法案に定める義務規定は、事業活動に伴う個人情報の取り扱いを規律するものであります。事業活動に伴う消費者等の個人情報の保護に関する事務は、既に内閣を構成する各大臣が分担している各事業者の活動に関する事務と一体的に遂行することが合理的かつ実効的であります。

新たな第三者機関の設置については、既存の行

政機関と事務が競合し、屋上屋を架することとなるのみならず、責任関係が不明確になるおそれがあります。さらに、地方組織を含む膨大な組織の整備は、行政改革の流れにも反するものであります。

本法案が公権力によるメディア規制につながるものがあってはならないとお尋ねです。

この法案は、国民や消費者などの個人情報の保護を図るものであり、メディアを規制するものではありません。

すなわち、メディアを含む万人を対象とする基本原則は、各人による努力義務規定であることを明記し、公権力による関与や罰則は一切ありません。

また、報道分野は、事業者に対する義務規定、主務大臣の監督の適用から一切除外しているとともに、主務大臣の、取材の相手方等に対する監督に関しては、表現の自由を妨げることがないよう配慮義務を明記しているところであります。

本法案は、自己決定権を保障しておらず、言論や表現の自由を大きく制約するものであり、出直すべきとお尋ねです。

本法案においては、個人情報の取り扱いに関し、本人が能動的に関与できるよう、開示、訂正、利用停止等の具体的な規定が盛り込まれております。また、言論、表現の自由を制約することのないよう規定しており、法案を出し直す必要はないと考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁させ

ます。(拍手)

〔国務大臣片山虎之助君登壇〕

○国務大臣片山虎之助君 北川議員の御質問にお答えいたします。

四点ございます。

まず、条例よりも政府案の方が後退した表現ではないか、こういうお尋ねでございます。

行政機関個人情報保護法案におきましても、開示請求権については第十二条に、訂正請求権については第二十七条に、何人にも付与される権利として、明確に規定いたしております。政府としても、その重要性は十分認識しております。

目的規定をどう書くかは、これは全体の体裁等の中でございますので、目的の規定にはあるいはその語句はございませんでしても、法案としてはしっかりと位置づけをしているというふうに御理解を賜りたいと思っております。

それから、地方自治情報センターについてでございます。

地方自治情報センターは、民法に基づく公益法人でございます。これは主務大臣が指定しております。いわゆる指定法人でございます。

したがって、行政機関個人情報保護法の対象にはなっておりませんけれども、住民基本台帳法の中で、同センターの役員については秘密保持義務を課しております。目的外利用を禁じております。しかも、それを罰則をもって担保しておりますので、個人情報保護のための必要な措置は講じられていると考えております。

また、行政機関が情報センターから提供を受けた本人確認情報は、これは私どもの方の法律の保有個人情報に該当いたしますので、この法律の規定によって適切に保護される、こういうふうにご考えております。

それから、行政機関相互間の個人情報の提供制限についてでございます。

個人情報そのものは、個人情報ファイルの管理を厳格に行う、そのために、ファイルごとに經常的提供先や記録項目などの詳細を帳簿に記載していく、しかも、それを公表する、こういうことを考えておりますし、個人情報ファイルに記載される個人情報の提供に当たりましては、たとえ行政機関相互でありましても、法令の定める事務の遂行に必要な限度でなければならぬ、また、相当の理由のある場合でなければならぬ、こういうふうにご考えております。

そこで、住民票コードによる警察庁の個人情報検案との関係でございます。

住民票におきましては、本人確認情報、御承知のように、氏名と生年月日と性別、住所と住民票コード等を確認情報といたしておりますけれども、この提供を受けた行政機関は、法の別表等に規定する事務の処理以外の目的のためにこの全部または一部を利用してはならないと法律上明確に規定いたしております。

だから、法の別表等に規定されていない限り行政機関は利用することはできない、こういうわけ

でございます。警察庁は別表に規定されておりません、その対象先ではない、こういうことでございます。

それから、住基ネットワークシステムの施行等のお話でございます。

先ほども申し上げましたが、十分な個人情報保護措置を講じながら本年八月から施行してまいりたい、延ばす考えは全くございません。よろしくお願いたします。(拍手)

(国務大臣福田康夫登壇)

○国務大臣(福田康夫君) 北川議員にお答えします。

まず、個人情報の保護に関する法律案に対し関係方面から出されている意見についてのお尋ねがございました。

さまざまな御意見がございますが、政府としては、言論、表現の自由との関係を含め、最善のものと考えております。本法案については、本日から審議が始められたところであり、今後は、国会で十分な御審議をいただきたいと考えております。

次に、住民基本台帳ネットワークシステムを凍結し、行政機関個人情報保護法案を改めて検討すべきとの御指摘がございました。

このシステムは、住民基本台帳法上の十分な個人情報保護措置を講じているところであり、本年八月から施行することとしており、凍結する必要はないものと考えております。

また、さきの住民基本台帳法一部改正法の国会

審議において、同法の附則に、政府は個人情報の保護に万全を期するため所要の措置を講ずる旨が定められております。その趣旨を踏まえ、政府としては、個人情報保護関係五法案を御提案しているところであり、行政機関個人情報保護法案の見直しも必要ないものと考えております。(拍手)

(国務大臣竹中平蔵君登壇)

○国務大臣(竹中平蔵君) 北川議員から、五点質問がございました。

法体系についてのお尋ねであります。

この法案は、IT社会における個人情報の保護を図るため、基本原則等万人について努力義務を定めることなどにより、民間、公的分野、その他の特別の個別分野を通じた、全体として総合的、体系的な制度を整備しようとすることにしております。

このうち、民間分野につきましては、近年、あらゆる事業分野において、大量かつ多様な個人情報報が広く流通、利用されている中で、いわゆる事業法が制定されていない分野も少なくなく、個別の事業法による対応では個人の権利利益の保護に欠けることとなります。

このため、データベース等を用いているあらゆる分野の民間事業者を対象とした上で、必要最小限の一般的な規律を定めたところであります。

法案における死者の個人情報の考えについての御尋ねです。

法案では、個人情報の範囲については、「生存する個人に関する情報」と規定しております。

死者に関する情報は除かれております。これは、法案が、個人情報の本人を対象として、本人の権利利益の侵害を未然に防止することを目的としておりまして、遺族など第三者の権利利益を保護することまでは意図するものではないからであります。

なお、死者に関する情報が、同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、その生存する個人に関する情報として、法案の対象となります。主務大臣についての幾つかの御質問がございました。

法案では、事業を所管する大臣が主務大臣となるが、各主務大臣が相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならぬ旨を規定し、内閣総理大臣が、各主務大臣等に対し、この法律の施行の状況について報告を求め、その概要を公表するという制度も設けられております。

また、主務大臣の関与は、個人情報の取り扱いに関し問題が生じた場合、事後的に行うものにとどめられているところであります。さらに、義務規定が適用除外される分野を除きまして、主務大臣が直ちに明らかにならない場合については、内閣総理大臣が主務大臣を指定することができるとも設けられているところでございます。

こうしたことから、御指摘の懸念は当たらないものというふうにご考えております。いわゆるセンシティブ情報の取り扱いについて

のお尋ねがありました。

ある情報がいわゆるセンシティブ情報であるかについては、個々の情報の種類、内容のみならず、利用目的、利用方法によって大きく左右されるものであり、何がセンシティブ情報であるかを明確に定義することは極めて困難であります。

この点、一九八〇年のOECD理事会勧告の解説メモランダムにおいても、センシティブと万人に認められるようなデータを定義することはほとんど不可能であるとされているところであります。

したがって、この問題については、必要に応じて個別の法制度や施策ごとにきめ細かく措置することが適当ではないかと考えております。報道目的の定義、判断についてのお尋ねがございました。

報道であるか否かについては、一部でも報道を目的としているか否かの事実に基づき客観的に判断されるものであり、このような判断は、まず事業者本人が判断する、当事者間で争いが生じた場合は、当事者間で判断され、場合により裁判において決着されることとなります。

なお、仮に争いが行政に持ち込まれることがあるとしても、広く表現の自由にかかわる活動を妨げることのないよう主務大臣に配慮義務が課されており、行政の関与は制限されております。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) 西川太一郎君。

(西川太一郎君登壇)

○西川太一郎君 まことに御熱心な御審議、御苦勞さまでございます。最後の質問者でございますので、それも数分間でございますから、御協力をよろしくお願い申し上げます。(拍手)

私は、保守党を代表し、ただいま議題となりました個人情報保護に関する法律案等関係五法案につきまして、総理並びに関係大臣に質問いたします。(拍手)

現在、情報通信技術の活用により、個人の生活様式、社会経済活動、行政のあり方など、官民を問わず、広範な分野で、急激かつ大幅な変化が進展しております。いわゆるITの活用により、我々の日常生活は豊かになり、経済活動も活性化し、さらには行政の効率化が進むといった多くのメリットがもたらされている反面、さまざまな問題を生み出していることも事実であります。

中でも最大の問題は、個人情報の流出とプライバシー保護の問題であります。

国民の多くも、情報化の便利さを享受する反面、プライバシー保護に対する不安を敏感に感じ取っております。国民生活センターが昨年公表した調査結果によれば、社会や生活の情報化によって個人情報侵害されやすくなると感じている消費者は七一%にも達しています。

自分や家族のことを見透かしたかのように送られてくるダイレクトメール、身に覚えのない事業者からの勧誘電話、自分の個人情報が勝手に使わ

れ、プライバシーをのぞかれているのではないかと不安に思った経験は、だれでも一度や二度ではないはずであります。

それだけではありません。現実には、ここ数年、百貨店、金融機関、電気通信事業者など、実にさまざまな分野で、顧客等のデータが大量に流出するような事件が相次いで、社会問題となっております。

数十万件という途方もない量の個人情報が売り渡されていた事件、人材派遣会社に登録している女性の、容姿の評価まで含む個人情報が持ち出され、ホームページ上で販売されていた事件、他人に最も知られたくないはずの病歴つきの名簿が販売されていた事件等々、プライバシー侵害そのものと言わざるを得ない事件は枚挙にいとまがありません。

このように、プライバシー保護の観点とは別に、もう一つ忘れてならない重要な観点、それは、個人情報の移転を伴う国際取引等への影響であります。

一九八〇年のOECD理事会勧告以来、国際社会では、個人情報の保護と自由な流通を調和させる取り組みが積極的に進められております。今や、OECD加盟国二十九カ国中、民間分野を包括する法制度を持たないのは、我が国を含め五カ国にすぎません。また、一九九五年のE.U指令は、加盟国に対し、個人情報の保護レベルが不十分な域外国への個人情報の移転を制限する国内法制を整備するよう義務づけております。

こうした国際環境の中で、我が国が民間の自主的な取り組みだけに頼り、包括的な法制度の整備を怠るならば、近い将来、国際取引等に不可欠な個人データが我が国には移転されることがなくなるといって、最悪の事態さえ憂慮されるのであります。

保守党は、このような視点から、個人情報保護関係法案の早期成立を強く求めるものであります。が、法案提出の目的及び官民における個人情報保護に取り組む御決意を総理にお伺いいたします。

さて、個人情報の保護に関する法律案が提出されて以来、メディアを中心に、強力な反対運動が繰り広げられております。すなわち、この法案が成立すれば、取材、報道の自由が妨げられ、ひいては国民の知る権利が損なわれるという主張であります。

しかし、政府提出法案では、報道分野について義務規定の適用を除外するとともに、取材の相手方に対しても主務大臣の配慮義務を課して、行政が関与しない仕組みとなっております。また、個人情報を取り扱う者の……(発言する者あり)失礼なこと言わないよ。者の基本原則は、メディアにも及ぶこととなりますが、具体的な義務が課せられるものではなく、行政の関与や罰則は一切設けられておりません。このように、法案においては、報道の自由、国民の知る権利を侵すことのないよう配慮されていると考えます。

この点について、総理並びに竹中IT担当大臣の明確な見解をお伺いし、私の質問を終わります。

す。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇)

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 西川議員にお答えいたします。

個人情報の保護に関する法律案提出の目的及び官民の個人情報保護に取り組む決意でございます。

今般提出している関係五法案は、御指摘のような国内外の状況に対応して、IT社会の全分野を視野に入れ、個人情報を利用する有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としております。

これらにより、我が国が目指す世界最高水準のIT社会の基盤を確固たるものとし、我が国における個人情報保護の全体的、整合的レベルアップを図ってまいります。

法案と報道、表現の自由についてです。

この法案は、ただいま御指摘のあったような、国民や消費者などの個人情報の保護を図るものであり、メディアを規制するものではありません。

すなわち、メディアを含む万人を対象とする基本原則は、各人による努力義務規定であることを明記し、公権力による関与や罰則は一切ありません。

また、報道分野は、事業者に対する義務規定、主務大臣の監督の適用から一切除外しているとともに、主務大臣の、取材の相手方等に対する監督に関しては、表現の自由を妨げることがないよう

配慮義務を明記しているところであり、
残余の質問については、関係大臣から答弁させ
ます。(拍手)

(國務大臣竹中平蔵君登壇)

○國務大臣(竹中平蔵君) 西川議員から、法案に
おける報道の自由への配慮についてのお尋ねがこ
さいました。

私も、情報の観点から、個人の人格権を守るこ
とと報道の自由を両立させることは大変重要なこ
とだと思っております。

報道分野については、この点、法律案の第五章
を適用した場合、事前規制となるおそれがあるこ
とから、報道機関が報道の用に供する目的で個人
情報を取り扱う場合は、その適用を除外している
わけです。

また、取材の相手方など報道の周辺部分につい
ても、主務大臣による報告の徴収、助言、勧告及
び命令について、これは第四十条によって、表現
の自由を妨げることのないよう主務大臣に対して
配慮義務が課されております。

他方、基本原則は何人にも適用されることとな
りますけれども、法律上、一律かつ具体的な義務
を課するものではなく、また、自主的に努力する
べきことを定めるものであり、また、主務大臣に
よる関与もありませんので、報道機関の報道活動
を制限するものではありません。

このように、この法律は、総理も御答弁されて
いるとおり、報道機関の自主性を尊重し、その活
動を制限することのないような制度となっております

ます。

以上です。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) これにて質疑は終了いた
しました。

○副議長(渡部恒三君) 本日は、これにて散会い
たします。

午後三時二十分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 小泉純一郎君
総務大臣 片山虎之助君
文部科学大臣 遠山 敦子君
国土交通大臣 扇 千景君
國務大臣 竹中 平蔵君
國務大臣 福田 康夫君
内閣府副大臣 松下 忠洋君

出席副大臣

内閣府副大臣 松下 忠洋君

○議長の報告

(通知書受領)

一、昨二十四日、参議院議長から、次の法律の公
布を奏上した旨の通知書を受領した。

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法
律

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正
する法律
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改
正する法律

(報告書及び文書受領)

一、去る二十三日、内閣から次の報告書及び文書
を受領した。

森林・林業基本法第十条第一項の規定に基づく
平成十三年度森林及び林業の動向に関する年次
報告

森林・林業基本法第十条第二項の規定に基づく
平成十四年度において講じようとする森林及び
林業施策についての文書

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十三日、議長において、次のとおり常
任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員
辞任 補欠

谷本 龍哉君 金子 恭之君
金子 恭之君 谷本 龍哉君

辞任 補欠

中川 昭一君 林 省之介君
松島みどり君 山本 明彦君

不破 哲三君 中林よし子君
中村 哲治君 中村 哲治君

林 省之介君 首藤 信彦君
山本 明彦君 中川 昭一君

松島みどり君

首藤 信彦君 鎌田さゆり君
中林よし子君 不破 哲三君

財務金融委員
辞任 補欠

倉田 雅年君 岡下 信子君
阿部 知子君 原 陽子君
岡下 信子君 倉田 雅年君

農林水産委員
辞任 補欠

上川 陽子君 福井 照君
小西 理君 小泉 龍司君
高橋 嘉信君 一川 保夫君
小泉 龍司君 小西 理君

経済産業委員
辞任 補欠

根本 匠君 望月 義夫君
西川太一郎君 小池百合子君
望月 義夫君 根本 匠君

環境委員
辞任 補欠

三ッ林隆志君 吉野 正芳君
三ッ林隆志君 三ッ林隆志君

議院運営委員
辞任 補欠

三ッ林隆志君 山本 明彦君

一、昨二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

古賀 正浩君 北村 直人君

谷本 龍哉君 山本 明彦君

仙谷 由人君 津川 祥吾君

吉井 英勝君 佐々木憲昭君

北村 直人君 桜田 義孝君

桜田 義孝君 古賀 正浩君

山本 明彦君 谷本 龍哉君

津川 祥吾君 仙谷 由人君

佐々木憲昭君 吉井 英勝君

外務委員

辞任

補欠

金子善次郎君 前原 誠司君

前田 雄吉君 大島 敦君

大島 敦君 前田 雄吉君

前原 誠司君 金子善次郎君

財務金融委員

辞任

補欠

竹本 直一君 左藤 章君

山本 明彦君 馳 浩君

五十嵐文彦君 牧野 聖修君

小泉 俊明君 原口 一博君

左藤 章君 上川 陽子君

文部科学委員

辞任

補欠

近藤 基彦君

松野 博一君

森田 健作君

鎌田さゆり君

西 博義君

中西 續介君

林省之介君

中本 太衛君

今野 東君

横光 克彦君

左藤 章君

田中 和徳君

樹屋 敬悟君

厚生労働委員

辞任

補欠

佐藤 勉君

自見庄三郎君

竹本 直一君

松島みどり君

木島日出夫君

金子 恭之君

原田 義昭君

宮本 一三君

農林水産委員

辞任

補欠

川内 博史君

津川 祥吾君

江田 康幸君

高橋 嘉信君

後藤 茂之君

山井 和則君

斉藤 鉄夫君

黄川田 徹君

経済産業委員

辞任

補欠

阪上 善秀君

松島みどり君

漆原 良夫君

福井 照君

林省之介君

吉野 正芳君

斉藤 鉄夫君

国土交通委員

辞任

補欠

高木 毅君

中馬 弘毅君

菱田 嘉明君

松野 博一君

今田 保典君

保坂 展人君

二階 俊博君

議院運営委員

辞任

補欠

都築 讓君

達増 拓也君

小池百合子君

日森 文尋君

鍵田 節哉君

吉野 正芳君

鈴木 恒夫君

小西 理君

松島みどり君

(特別委員選任)

一、去る二十三日、議長において、次のとおり特別委員を指名した。

武力攻撃事態への対処に関する特別委員

石破 茂君 岩永 峯一君

岩屋 毅君 衛藤征士郎君

大野 松茂君 嘉数 知賢君

金子 一義君 瓦 力君

久間 章生君 熊谷 市雄君

小島 敏男君 近藤 基彦君

斉藤斗志二君 桜田 義孝君

七条 明君 田中 和徳君

中山 利生君 西川 京子君

浜田 靖一君 林省之介君

増田 敏男君 森岡 正宏君

山口 泰明君 米田 建三君

伊藤 英成君 伊藤 忠治君

枝野 幸男君 川端 達夫君

桑原 豊君 玄葉光一郎君

首藤 信彦君 末松 義規君

筒井 信隆君 中野 寛成君

肥田美代子君 前原 誠司君

渡辺 周君 赤松 正雄君

上田 勇君 白保 台一君

田端 正広君 工藤堅太郎君

中塚 一宏君 樋高 剛君

赤嶺 政賢君 木島日出夫君

今川 正美君 東門美津子君

井上 喜一君 宇田川芳雄君

(特別委員長互選)

一、去る二十三日、武力攻撃事態への対処に関する特別委員会において、委員長互選の結果、次のとおり当選した。

委員長 瓦 力君

(理事互選)

一、去る二十三日、武力攻撃事態への対処に関する特別委員会において、理事互選の結果、次のとおり当選した。

理事

衛藤征士郎君 金子 一義君

久間 章生君 米田 建三君

伊藤 英成君 玄葉光一郎君

赤松 正雄君 工藤堅太郎君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十四日、議長において、次のとおり特別

委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任 金田 誠一君 補欠 松野 頼久君

金田 誠一君 松野 頼久君

松野 頼久君 金田 誠一君

(議案付託)

一、去る二十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本國政府と大韓民國政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一二六号)

犯罪人引渡しに関する日本國と大韓民國との間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第一七号)

以上二件 外務委員会 付託
健康保険法等の一部を改正する法律案(五島正規君外三名提出、衆法第一三三号)
厚生労働委員会 付託

自然エネルギー発電促進法案(田中慶秋君外五名提出、衆法第一五五号)
経済産業委員会 付託

一、昨二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
警備業法の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号)
内閣委員会 付託

(議案送付)
一、去る二十三日、参議院に送付した内閣提出法案は次のとおりである。

商法等の一部を改正する法律案

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

国際電気通信衛星機構(インテルサット)に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件

国際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する条約(第四百四十四号)の締結について承認を求めるの件

世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾について承認を求めるの件

道路関係四公団民営化推進委員会設置法案

(議案通知書受領)

一、昨二十四日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案
司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案
(質問書提出)

一、去る二十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国所管の公益法人、独立行政法人、特殊法人の脱税の実態に関する再質問主意書(長妻昭君提出)

一、昨二十四日、議員から提出した質問主意書は

次のとおりである。

原子力発電施設等放射能業務従事者に係る疫学的調査に関する質問主意書(北川れん子君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員阿部知子君提出特定機能病院における医療事故多発に関する質問に対する答弁書
衆議院議員山田敏雅君提出「核兵器廃絶条約」に関する質問に対する答弁書

平成十四年三月七日提出
質問 第四一 号

特定機能病院における医療事故多発に関する質問主意書
提出者 阿部 知子

特定機能病院における医療事故多発に関する質問主意書

過日報道された東大付属病院での栄養チューブを誤って気管に挿管して死に至らした事例をはじめ近年医療事故の多発がマスコミ等で報道されている。中でも東京女子医大病院での心臓手術ミスによる女児死亡事故が院内の安全管理委員会に報告すらなされていなかったこと、さらには事故隠蔽のためカルテ改ざんもされていたという事例は、あまりにもお粗末な医療実態を示している。両病院はいずれも厚生労働大臣が認定した特定機能病院であり、このような病院が患者をないがし

ろにした運営を行うようでは、医療に対する不信・不安は一層募るばかりか、真に必要な医療の発展を大きく妨げるものである。

本来、良質な医療をより効果的に提供し、高度医療が求められている特定機能病院の果たす役割が大きいだけに、このような不祥事を再発させないための処置が、どのように講じられているか、その実態を把握する為、全国八二特定機能病院について、以下質問する。

一 特定機能病院で発生する医療事故について、どのような報告体制並びに実態把握の方策を保持しているか、また事故多発について厚生労働省はどのように考え、再発防止についてどのように考えているか。

二 特定機能病院で平成十一年一月から本年一月までに発生した医療事故について、厚生労働省は何件報告を受け、またはマスコミの報道などで、把握しているか。医療機関別に事故概要、事故発生日目を明らかにされたい。

三 医療事故の実態把握並びに再発防止機関としての安全管理委員会又はこれに相当する委員会が、病院において発足後何回開催され、医療事故・ミス等がアクシデント及びインシデントとして各々何件報告され、重篤な事例は何件あったか、またそれぞれについてどのように対応又は対策を講じているかを、その内容も含め医療機関別に明らかにされたい。

四 医療事故で患者が死亡した場合、事故原因究明と再発防止策が明確にされるまで、当該診療科の一時休診を実施させるべきと考えるが政府

の見解を示せ。

五 安全管理委員会の通常の活動内容並びに安全管理委員会に報告されたアクシデント及びインシデント事例への対応等については、期限を設けて保存義務化を図るべきと考えるが、政府の見解を示せ。

六 去る二月二十七日厚生労働委員会において、社会保障審議会医療分科会や医師等の行政処分を決定している医道審議会の委員構成について、「委員にもっと弁護士や患者団体などの第三者を入れるべきだ」との中川智子議員の質疑に対し、坂口厚生労働大臣は「指摘十分に理解できるところもありますから、適正な陣容で臨まなければいけないと思う」と答弁されています。その後の進捗状況と具体化の目途を述べよ。

右質問する。

内閣衆質一五四第四一号

平成十四年四月二十三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員阿部知子君提出特定機能病院における医療事故多発に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員阿部知子君提出特定機能病院における医療事故多発に関する質問に対する答弁書

一について

厚生労働省においては、都道府県、保健所設

置市及び特別区に対して、特定機能病院に限らず、およそ医療機関における重大な事故又は軽微な事故であっても今後の対策の検討のために参考となると考えられるものを把握した場合、厚生労働省に報告するよう依頼しているところである。

高度の医療の提供等を行う機関である特定機能病院に対しては、安全管理のための体制を確保することを義務付けているところであるが、このような特定機能病院において重大な医療事故が発生していることを真摯に受け止め、特定機能病院等の管理者及び安全管理の担当者に対する研修を実施するとともに、各特定機能病院が安全管理のために一層適切な体制を確保するよう指導してまいりたい。

二について

平成十一年一月から本年二月までの間に新聞で特定機能病院における医療事故として報道され、都道府県、保健所設置市及び特別区から厚生労働省に報告があった事例は六十七件であり、その概要は別表第一のとおりである。

三について

「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」(平成十二年二月四日付健康政発第九十七号厚生省健康政策局長通知)に基づき各特定機能病院に設置された安全管理のための委員会(以下「委員会」という。)の開催回数、委員会に報告されたインシデント事例、アクシデント事例及び重篤な事例の件数並びにこれらの事例に対する対応状況は、各特定機能病院からの報

告により把握しているところでは、別表第二のとおりである。

四について

各医療機関においては、医療事故が発生した場合に、その原因を究明し、再発防止策を講じなければならないことはいうまでもないが、原因の究明等には時間を要することが多く、その間の休診は他の患者の診療に支障を来たすおそれがあることから、御指摘のような一時休診を一律に実施させることは適当ではないと考えている。

五について

委員会におけるインシデント事例及びアクシデント事例の分析やこれに基づく対応策の検討などの活動は、医療事故の発生を防止することを目的として行われているものであり、委員会を用いられた文書の保存の在り方については、このような目的を踏まえて、各特定機能病院が適切に対応するよう指導してまいりたい。

六について

医師若しくは歯科医師又は特定機能病院に対する個々の処分等を審議する医道審議会医道分科会又は社会保障審議会医療分科会の委員及び臨時委員については、それぞれの分科会の設置目的に応じ、個々の事案について公平かつ公正な判断が行えるよう、法律学の専門家、医療現場の事情に精通している者等を含め、幅広い分野から識見を有する者を選任することとしていくところであり、今後とも、このような方針に基づき適切に対応してまいりたい。

別表第一

医療機関名		報道が行われた日	事故の発生日	事故の概要
弘前大学医学部附属病院		平成二十二年十月十日	平成二十二年十月十七日	肺がんの患者のレーザ治療中に火花が飛び、患者の気管支に熱傷が生じたもの
筑波大学附属病院		平成十三年四月十日	平成十三年一月十五日	僧帽弁閉鎖不全症の患者の手術の際に、縫合針が体内に残ったもの
筑波大学附属病院		平成十三年四月十日	平成十三年二月二十日	膀胱がんの患者の腫瘍除去手術の際に、ガーゼを体内に置き忘れたもの
筑波大学附属病院		平成二十二年八月四日	平成二十二年七月四日	手術前に病理検査標本を取り違え、がんでない患者に肺切除手術を行ったもの
筑波大学附属病院		平成二十二年八月二十五日	平成二十二年七月十三日	通常の使用量の十倍の抗生物質を投与したもの
千葉大学医学部附属病院		平成二十二年四月一日	平成二十二年八月二十一日	注射帳漏れにより抗がん剤ビンクリスチンを二度注射したもの
千葉大学医学部附属病院		平成二十二年四月一日	平成二十一年四月中旬	感染経路は不明であるが、入院患者がメチシリン耐性黄色ブドウ球菌(以下「MRSA」という)に感染したものの
東京大学医学部附属病院		平成二十二年六月十九日	平成十年九月	開頭手術の影響で興奮状態になった患者に鎮静薬ドルミカム十ミリグラムを投与したもの

平成十四年四月二十五日 衆議院会議録第二十八号 議長の報告

東京医科歯科大学医学部附属病院	平成十四年 二月二十日	平成十三年 十二月二十日	入院患者五名がMRSAに感染したもの
新潟大学医学部附属病院	平成十二年 十二月四日	昭和六十年 一月	心臓手術の際に、ガーゼを体内に置き忘れたまま縫合し、十四年後の精密検査で判明したもの
富山医科薬科大学附属病院	平成十二年 十二月十二日	平成二十三年 五月二十七日	多剤耐性緑のう菌に院内感染し、一名が死亡したものの
福井医科大学医学部附属病院	平成十三年 一月十一日	平成二十二年 七月二十一日	胸臓手術の際に、ステンレス製針一本が患者の胸部に残ったもの
信州大学医学部附属病院	平成十三年 二月十六日	平成十三年 二月五日	血液型がB型の患者にO型の新鮮凍結血漿を輸注したものが、看護師が鎮痛剤と間違えて他の患者の強心剤を注射したもの
岐阜大学医学部附属病院	平成二十二年 七月二十五日	平成十二年 六月十二日	患者に使用した点眼薬から感染したものと推定される院内感染により、二十二名が結膜炎を発生したものの
浜松医科大学医学部附属病院	平成十一年 七月三日	平成十一年 六月下旬	結石検査の際、カルシウム負荷テストの注射後に容体が悪化したと疑われるもの

平成十四年四月二十五日 衆議院会議録第二十八号 議長の報告

名古屋大学医学部附属病院	平成十二年七月十八日	平成十二年六月二十四日	院内にある患者用の循環式二十四時間風呂の湯さから入るものが
三重大学医学部附属病院	平成十二年十月二十日	平成十二年十月二十二日	血液型がO型の患者にA型の濃厚赤血球を輸血したもの
京都大学医学部附属病院	平成十二年三月八日	平成十二年二月二十八日	人工呼吸器の加温加湿器に、水と間違えて消毒液を注入したもの
大阪大学医学部附属病院	平成十二年七月三十日	平成十二年七月三十一日	人工呼吸器から出火するとともに、入院患者六十五名が避難した
神戸大学医学部附属病院	平成十二年六月八日	平成十二年九月十四日	腹部大動脈手術の際に、誤って腹腔鏡で患者の体内に血栓を作ったもの
徳島大学医学部附属病院	平成十二年七月一日	平成十二年五月十六日	腎臓生検後に、出血性ショック死したもの
香川医科大学医学部附属病院	平成十二年九月十三日	平成十二年六月五日	眼科病棟で、入院患者を含む三十名が相次いで結膜炎を発症したもの
	平成十二年十月二十三日	平成十二年十月二十日	人工呼吸器を取り付ける際に、呼吸側と吸気側を誤って装着したもの
	平成二十一年七月十九日	平成二十一年六月二十九日	血液型がA型の患者にO型の血漿製剤を輸血したもの
	平成十二年九月十三日	平成十一年十一月からの同	強心剤ジゴキシンを十倍に薄めずに調薬瓶に補充し、二十日間投与を続けたもの

高知医科大学医学部附属病院		九州大学医学部附属病院		長崎大学医学部附属病院		鹿児島大学医学部附属病院		琉球大学医学部附属病院	
平成十三年一月十一日	平成十二年九月十一日	平成十二年十一月十五日	平成十二年十月五日	平成十二年十一月七日	平成二十七年七月七日	平成二十六年二月二日	平成二十二年十月四日	平成二十二年十一月八日	平成二十三年一月十一日
間	平成十一年十月	平成二十二年十月二十八日	平成二十一年八月八日	平成二十二年三月九日	平成十三年一月	平成二十三年二月二日	平成二十二年九月	平成二十二年十一月二十一日	平成二十四年十二月十二日
肺がんの手術後に、下半身麻痺になったもの	それ別のセフェム系の抗生物質を点滴予定であつた二人の入院患者を取り違えて点滴した	セフェム系抗生物質投与患者とペニシリン系抗生物質投与患者を取り違えて点滴したもの	抗ウイルス剤を点滴すべき患者に別の患者の抗がん剤を点滴したもの	胃薬と間違えて抗がん剤を投与したもの	右肺に下葉切除手術の際に、手術器具の一部が胸腔内に残つたもの	人工透析時に、カテーテルを誤って患者の頸動脈に差し込んだもの	骨髄移植の提供者から骨髄を採取した際に、採取針で提供者の血管を傷つけたもの	薬剤師が医師の処方を見間違え、気管支拡張剤オールドールを必要量の十倍投与したもの	薬剤師が誤って、降圧剤アルマールでなく糖尿病治療薬アマリールを調剤したものの

平成十四年四月二十五日 衆議院會議録第二十八号 議長の報告

名古屋市立大学病院		名古屋市立大学医学部附属病院		福島県立医科大学医学部附属病院		防衛医科大学校病院		国立循環器病センター		国立がんセンター中央病院	
平成十三年 二月十二日	平成十二年 十月十日	平成十二年 七月六日	平成十二年 七月四日	平成十三年 一月十三日	平成三十三年 一月三十日	平成三十三年 十月二十五日	平成十二年 一月四日	平成三十三年 十月二十三日			
平成十三年 六月	平成十二年 八月七日	平成八年三 月	平成十二年 六月二十八日	平成十一年 一月十一日	平成二十二年 一月二十八日	平成三十三年 十月二十三日	平成二十一年 五月十一日	平成十二年 六月八日			
輸血に使用したカテーテルを交換する際、先端部を誤って血管内に残し、これが心臓に達した	手術時に使用した生食水の輸液パックが空になったもの	心臓疾患の患者に欠損を修復する手術が行った際に、心筋にダメージを与え、心臓機能が低下した	外用消毒薬の内服服用のラベルを貼付して患者に渡した	心臓疾患の患者Aに肺の手術を行い、肺疾患の患者Bに心臓の手術を行ったもの	胃腸検査の結果、胃炎患者の結果、胃腸検査の結果、胃炎患者の結果	急変したものの心臓にたまった水を抜く際、容態が急変した	心臓手術時に、薬剤を調合済みであるものと誤認して、蒸留水を投与した	肝臓がんの手術を受けた患者が植物状態になった			

岩手医科大学附属病院	平成十三年 二月十四日	平成十二年 三月	救急搬送された患者の初期診断の誤りが原因で対応が遅れて死亡したものの
埼玉医科大学附属病院	平成十三年 二月十四日	平成十二年 五月	副作用があったにもかかわらず向精神薬を投与した結果、患者が死亡したと疑われるもの
東京慈恵会医科大学附属病院	平成十四年 一月十二日	平成十三年 十二月十日	不整脈治療剤投与直後に患者の容体が急変し、死亡したものの
東京女子医科大学病院	平成十三年 十二月二十日	平成十三年 三月二日	心臓手術中の人工心肺装置の操作誤りがあり患者が死亡したもの
日本医科大学付属病院	平成十二年 一月二十二日	平成九年 二月十五日	あごの固定手術中、誤ってワイヤーを脳内に突き刺したものの
日本大学医学部附属板橋病院	平成十三年 九月四日	平成十三年 八月二十四日	入院患者七名がエンテロバクタ・クロアカによる院内感染により発熱し、一名が死亡したものの
帝京大学医学部附属病院	平成十二年 八月十七日	平成十二年 八月十一日	ブドウ糖を注射すべきところ、別の患者のため準備した降圧剤を注射したものの
杏林大学医学部付属病院	平成十一年 八月十七日	平成十一年 七月十日	点滴速度の調節を行う輸液ポンプが外れた状態で点滴が行われたもの 血圧測定機器につながつたチューブのふたが外れ、血液が漏れ続けたもの 救急搬送された患者の初期診断の誤りが原因で対応が遅れて死亡したもの 七・六センチメートルの割りばしが脳内に残ったまま帰宅させたもの

産業医科大学病院		近畿大学医学部附属病院		愛知医科大学附属病院		東海大学医学部附属病院		聖マリアンナ医科大学病院	
平成十二年十一月一日	平成十二年九月十二日	平成十三年一月十六日	平成二十九年九月二十九日	平成十二年九月九日	平成十二年六月九日	平成十二年四月十一日	平成十二年四月十一日	平成十二年四月十四日	平成十二年四月十四日
平成十二年十月十日	平成二十四年二月二十二日	平成十二年十二月	平成二十八年九月二十八日	平成十二年七月	平成十二年六月八日	平成十二年四月九日	平成十二年四月九日	平成二十八年九月十八日	平成二十八年九月十八日
腹部動脈瘤切除手術の際に、こぶし大のスポンジを残したまま縫合したもの	動脈の縫合が困難であることから、生体ボンドを使用したところ、人工心臓が目詰まりを起し、多臓器不全となったもの	研修医三人が結核に感染したもの	大動脈弁置換手術時に、切開場所を誤り、縫合部分から大量に出血したもの	ドナーの候補者のヘモグロビンが基準値以下のため、骨髄移植を緊急に中止したものを	患者の病室移動後、輸液ポンプを交換し、薬剤の注入量を誤ったと疑われるものを	腸に送るチューブに注入すべき六種類の薬剤を点滴用チューブに注入したものを	人工呼吸器に接続したチューブを差し替えた際に、人工呼吸器を破り、シヨック死したと疑われるものを	患者の病室移動後、輸液ポンプを交換し、薬剤の注入量を誤ったと疑われるものを	患者の病室移動後、輸液ポンプを交換し、薬剤の注入量を誤ったと疑われるものを

別表第二

医療機関名 北海道大学医学部附属病院	委員会の開催回数 八回	インシデント事例 千七百六十四件	アクシデント事例 一件	重篤な事例 一件
【対応状況(例)】 (インシデント事例) 薬袋の薬剤名の転記に誤りがあり、 (アクシデント事例)及び重篤な事例) 注射薬の過剰投与があり、薬剤投与時に二重の確認を行うこととした。	委員会の開催回数 十一回	インシデント事例 千九百七十八件	アクシデント事例 〇件	重篤な事例 〇件
旭川医科大学医学部附属病院	委員会の開催回数 三十六回	インシデント事例 千五十一件	アクシデント事例 十四件	重篤な事例 三件
【対応状況(例)】 (インシデント事例) 手術の前後でガーゼの数が一致しなかったことがあり、紐付きガーゼ等を使用することとした。 (アクシデント事例) 未滅菌医療材料の供給があり、滅菌の有無が分かるシールを導入した。 (重篤な事例) 手術針が体内に残ったことがあり、手術中に体内を映し出すシステムを導入した。	委員会の開催回数 十六回	インシデント事例 二千五百八十二件	アクシデント事例 五十一件	重篤な事例 六件
医療機関名 東北大学医学部附属病院	委員会の開催回数 十六回	インシデント事例 二千五百八十二件	アクシデント事例 五十一件	重篤な事例 六件

【対応状況(例)】

【インシデント事例】
 点滴における投薬量の誤りがあり、流量を設定して薬剤等を投与する機械のラベルに投薬速度を表示することとした。
 (インシデント事例)
 (アクシデント事例)
 末梢血幹細胞移植後の不適合輸血があり、患者とドナーの血液型などの情報を輸血部に登録することとした。
 (重篤な事例)
 手術時のガーゼの置き忘れがあり、手術後のエックス線撮影により確認することとした。

秋田大学医学部附属病院	医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
		二十一回	千八百十件	四十二件	四件

【対応状況(例)】
 (インシデント事例)
 注射準備時の患者誤認があり、注射ラベルの患者名を見やすくした。
 (アクシデント事例)
 持続点滴施行患者の点滴チューブの切断があり、注意事項を記した患者向けのパンフレットを作成した。
 (重篤な事例)
 手術時の大量出血があり、より安全な手術器具を導入した。

山形大学医学部附属病院	医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
		二十回	二千四百六十六件	十四件	〇件

【対応状況(例)】
 (インシデント事例)
 ベッドからの転落があり、患者離床警報マットを設置した。
 (アクシデント事例)
 手術中に電メスの先端部分に付いていたカテーテルが体内に残ったことがあり、電メスの先端部分をディスプレイ化し、カテーテルを使用しないこととした。

筑波大学附属病院	医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	オカレンス事例	重篤な事例
		二十五回	二千五十七件	五百十一件	一件

【対応状況(例)】
 (インシデント事例)

診察時の患者誤認があり、本人に名前を名のつてもらふこととした。
 (オカレンス事例)
 薬剤の重複投与があり、実施記録の記載及び二重の確認を徹底することとした。
 (重篤な事例)
 検体の取り違えがあり、組織検査の各工程で二重の確認をすることとした。

群馬大学医学部附属病院	医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
		十九回	千百五十件	十件	〇件

【対応状況(例)】
 (インシデント事例) 配薬チェック表を作成して確認することとした。
 (アクシデント事例) 投薬忘れがあり、配薬チェック表を作成して確認することとした。
 (重篤な事例) 投薬時の患者誤認があり、薬剤を各病室の患者に運ぶワゴン車の上に仕切りを作ることとした。

千葉大学医学部附属病院	医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
		十九回	千七百八十六件	二十九件	一件

【対応状況(例)】
 (インシデント事例) 点滴への薬剤混注時の薬剤取り違えがあり、類似した薬剤は別々に保管することとした。
 (アクシデント事例) 手術時に布鉗子で患者の皮膚を挟んだことがあり、布を固定した後布を持ち上げて確認することとした。
 (重篤な事例) 調剤過誤があり、散剤については処方箋せうに一日の投薬量、日数及び全量のすべてを記載することとした。

東京大学医学部附属病院	医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
		十六回	三千七百三十件	五十八件	四件

【対応状況(例)】
 (インシデント事例) 点滴忘れがあり、注射薬剤のオーダーリングシステムを推進することとした。
 (アクシデント事例)

病室内で骨折があり、段差部分に目印を付すこととした。
 (重篤な事例)
 薬剤の気管への誤注入があり、職員に胃管挿入時の手順を周知した。

医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
東京医科歯科大学医学部附属病院	六十二回	二千六百九十二件	三十六件	一件
【対応状況(例)】 (インシデント事例) エックス線撮影時の患者誤認があり、ネームバンドの確認を徹底することとした。 (アクシデント事例) 超音波メスによる熱傷があり、保護シートを用いることを徹底することとした。 (重篤な事例) 投薬量の誤りがあり、薬剤等のオーダリングシステムを二十四時間稼働させることとした。				
医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
新潟大学医学部附属病院	二十五回	三千五百十六件	十六件	〇件
【対応状況(例)】 (インシデント事例) ガーゼのエックス線造影糸が切れて体内に残ったことがあり、ガーゼのエックス線造影糸をより強度のある製品に変更した。 (アクシデント事例) 手術後のガーゼの置き忘れがあり、手術部異物遺残防止マニュアルを整備した。				
医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
富山医科薬科大学附属病院	二十二回	千八百七十四件	三件	一件
【対応状況(例)】 (インシデント事例) 点滴交換時の患者誤認があり、リストバンドを導入した。 (アクシデント事例) 肝生検施行時の出血事故があり、使用器具を変更した。 (重篤な事例)				

手術針が体内に残ったことがあり、手術後のエックス線撮影により確認することとした。

医療機関名	委員会開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
金沢大学医学部附属病院	十六回	千百十七件	二十三件	〇件

【対応状況(例)】
 (インシデント事例) ベッドからの転落があり、ベッド柵きくを設置した。
 (アクシデント事例) CT検査時の患者誤認があり、患者確認用連絡カードを作成することとした。

医療機関名	委員会開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
福井医科大学医学部附属病院	二十六回	千三百八十六件	十八件	一件

【対応状況(例)】
 (インシデント事例) ベッドからの転落があり、患者離床警報マットを増設した。
 (アクシデント事例) 異型新鮮凍結血漿の投与があり、全入院患者にリストバンドを装着することとした。
 (重篤な事例) 手術時のガーゼの置き忘れがあり、鼻腔内挿入ガーゼについてもエックス線造影糸付きのガーゼに変更することとした。

医療機関名	委員会開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
山梨医科大学医学部附属病院	二十一回	二千七百八十二件	二十三件	六件

【対応状況(例)】
 (インシデント事例) 薬剤の誤投与があり、投薬の際に二重の確認等を行うこととした。
 (アクシデント事例) 院内で作成したアルコール綿球による接触性皮膚炎の発症があり、製品化されたアルコール綿球を購入することとした。
 (重篤な事例) 手術時のガーゼの置き忘れがあり、異物の体内遺残防止マニュアルを作成した。

医療機関名 信州大学医学部附属病院	委員会の開催回数 二十六回	インシデント事例 五千四百八十六件	アクシデント事例 五件	重篤な事例 二件
【対応状況(例)】 (インシデント事例) 投薬量の誤りがあり、休日の薬剤師の日直を二人体制にすることとした。 (アクシデント事例) 抜歯の際、歯冠補てつ物の咽頭への落下があり、咽頭部をガーゼで遮断することとした。 (重篤な事例) ベッドからの転落があり、転倒・転落防止ガイドラインを作成した。				
医療機関名 岐阜大学医学部附属病院	委員会の開催回数 十八回	インシデント事例 五百四件	アクシデント事例 一件	重篤な事例 〇件
【対応状況(例)】 (インシデント事例) 院内で患者の転倒があり、トイレ内に手すりを設置した。 (アクシデント事例) 家族の了解を得ずに患者へ輸血を実施したことがあり、インフォームドコンセントの徹底を図った。				
医療機関名 浜松医科大学医学部附属病院	委員会の開催回数 二十一回	インシデント事例 四百十三件	アクシデント事例 〇件	重篤な事例 〇件
【対応状況(例)】 (インシデント事例) エックス線撮影時の患者誤認があり、院内で事故防止のためのシンポジウムを実施することとした。				
医療機関名 名古屋大学医学部附属病院	委員会の開催回数 四十七回	インシデント事例 五千六百九十二件	アクシデント事例 三件	重篤な事例 二件
【対応状況(例)】 (インシデント事例)				

電気メスによる熱傷があり、電気メスの専用ポケットを設けた。
 (アクシデント事例)
 手術時における止血用器具による熱傷があり、手術器具の使用方法に関する安全教育を徹底することとした。
 (重篤な事例)
 手術中の手術器具破損があり、手術器具の強度を高めることとした。

三重大学医学部附属病院	医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
		五十回	千四百三十九件	五件	一件

【対応状況(例)】
 (インシデント事例)
 消毒薬と蒸留水の取り違えがあり、消毒薬のキャップにラベルを付すこととした。
 (アクシデント事例)
 点滴ボトルの取り違えがあり、二重の確認を実施することとした。
 (重篤な事例)
 異型輸血があり、検査部及び輸血部が二十四時間体制で輸血検査を実施することとした。

滋賀医科大学医学部附属病院	医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
		十二回	二千一件	九件	一件

【対応状況(例)】
 (インシデント事例)
 点滴時の患者誤認があり、点滴ボトルにフルネームで患者の名前を記入することとした。
 (アクシデント事例)
 ベッドからの転落があり、ベッド柵を設置した。
 (重篤な事例)
 点滴漏れによる皮膚壊死があり、刺入部を観察できる透明の固定剤を使用することとした。

京都大学医学部附属病院	医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
		二十二回	千八百三十九件	〇件	十一件

【対応状況(例)】
 (インシデント事例)
 適用外の患者について検査の申込みがあり、申込時の確認を入念に実施することとした。

(重篤な事例)
胸腔吸引中の吸引バックの破損があり、製品を変更した。

大阪大学医学部附属病院	医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
		三百七十七回	千八百六十三件	三件	〇件

【対応状況(例)】
(インシデント事例)
消毒中であった人工呼吸器の酸素加湿器が使用されたことがあり、消毒の必要性のないディスプレイの加湿器に変更した。
(アクシデント事例)
液体医薬品の誤投与があり、薬品瓶のラベルの確認及び整理整頓を徹底することとした。

神戸大学医学部附属病院	医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
		三十六回	二千四百七十三件	四十四件	七件

【対応状況(例)】
(インシデント事例)
薬剤の誤投与があり、散剤の薬包に患者名を印字することとした。
(アクシデント事例)
手術中の切削器具の破折があり、使用後及び手術終了時の確認を徹底することとした。
(重篤な事例)
手術中、バルブ接続の誤りが見付かり、バルブ一体型の麻酔器を導入した。

鳥取大学医学部附属病院	医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
		八回	千二百四十四件	四十六件	三件

【対応状況(例)】
(インシデント事例)
ミルクの誤投与があり、特殊ミルクを飲んでる小児患者名をリストアップした。
(アクシデント事例)
小児患者の誤認があり、リストバンドシステムを導入した。
(重篤な事例)
手術後に廃液チューブの管理ミスがあり、処置内容を診療録等へ記載した上で、申し送りを徹底することとした。

医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
島根医科大学医学部附属病院	二十三回	五百五十四件	五件	一件
【対応状況(例)】 (インシデント事例) ベッドからの転落があり、ベッド柵を設置した。 (アクシデント事例) 注射及び吸入の双方に使用できる薬剤の投与経路間違いがあり、注射オーダーと吸入オーダーを明確に区分することとした。 (重篤な事例) 造影剤と他の液体の混入があり、造影剤の注ぎ足し等は行わないこととした。				
岡山大学医学部附属病院	十九回	五百二十四件	十四件	二件
【対応状況(例)】 (インシデント事例) 散薬への異物混入があり、分包器の掃除用器具を変更した。 (アクシデント事例) 手術に用いたチューブによる鼓膜損傷があり、チューブにストッパーを付けることとした。 (重篤な事例) 薬品の誤投与があり、保管場所に確認票を設けることとした。				
医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
広島大学医学部附属病院	二十回	四百六十五件	四十件	二件
【対応状況(例)】 (インシデント事例) 検体提出時のラベルのはり間違いによる検査項目の誤りがあり、採血管のモデル表示を全部署に配布することとした。 (アクシデント事例) ベッドからの転落があり、患者の危険度に応じた巡視を実施し、ベッドの高さを調節することとした。 (重篤な事例) 手術時のガーゼの置き忘れがあり、ガーゼのカウントマニュアルを見直し、手術後に体内のエックス線撮影又は透視				

を行うこととした。

医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
山口大学医学部附属病院	十八回	千二百八件	七件	〇件
<p>【対応状況(例)】 (インシデント事例) 輸液量の誤認があり、実際の輸液使用量を入力することとした。 (アクシデント事例) 注射薬の誤りがあり、二重の確認を行うこととした。</p>	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
徳島大学医学部附属病院	二十八回	八百四十七件	十九件	三件
<p>【対応状況(例)】 (インシデント事例) 院内で患者の転倒があり、トイレに手すりを設置した。 (アクシデント事例) 停電による人工呼吸器のトラブルがあり、無停電コンセントにつなぐよう周知徹底した。 (重篤な事例) 手術中のガーゼ等の置き忘れがあり、ガーゼ、針等の数の確認を実施することとした。</p>	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
香川医科大学医学部附属病院	十二回	千四百九十六件	百六件	一件
<p>【対応状況(例)】 (インシデント事例) 院内で患者の転倒があり、滑りにくい履物の使用を推進することとした。 (アクシデント事例) 採血時の患者誤認があり、ベッドネーム及びネームバンドを確認し、患者本人に名前を名のってもらったこととした。 (重篤な事例) 手術時のインフォームドコンセントを欠いたことがあり、必ず患者に手術説明書を渡すこととした。</p>	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例

愛媛大学医学部附属病院		十九回	千二百八十八件	三件	〇件
<p>【対応状況(例)】 (インシデント事例) 手術時に血液型の誤認があり、カルテ上の血液型判定結果等で確認することとした。 (アクシデント事例) MRI検査中の熱傷があり、職員に対してMRI検査時の注意事項を徹底することとした。</p>					
医 療 機 関 名	委員会	開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
高知医科大学医学部附属病院	委員会	三十二回	千五百八十一件	五件	一件
<p>【対応状況(例)】 (インシデント事例) ベッドからの転落があり、ベッド柵を設置した。 (アクシデント事例) 点滴の取り違えがあり、リストバンドを装着することとした。 (重篤な事例) カテーテルの一部が体内に残ったことがあり、処置後のエックス線透視を実施することとした。</p>					
医 療 機 関 名	委員会	開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
九州大学医学部附属病院	委員会	二十三回	九百二十一件	二件	一件
<p>【対応状況(例)】 (インシデント事例) 緊急時の投薬量の誤りがあり、緊急時の口頭指示については両者が声を出して確認することとした。 (アクシデント事例) 湯たんぼによる熱傷があり、使用方法のマニュアルを作成することとした。 (重篤な事例) 血管造影後出血の発見が遅れたことがあり、血管造影後は専門医による経過観察を実施することとした。</p>					
医 療 機 関 名	委員会	開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
佐賀医科大学医学部附属病院	委員会	二十一回	千九十六件	六十三件	一件

【対応状況(例)】
 (インシデント事例)
 注射時の患者誤認があり、注射器には患者の氏名を明記することとした。
 (アクシデント事例)
 未滅菌材料の使用があり、滅菌物の取扱マニュアルを作成することとした。
 (重篤な事例)
 薬品の誤投与があり、一定の薬剤については投与前に専門分野の医師に相談することとした。

長崎大学医学部附属病院	医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
		二十四回	千四百十七件	二件	一件

【対応状況(例)】
 (インシデント事例)
 患者の転倒及び転落があり、その防止マニュアルを周知徹底することとした。
 (アクシデント事例)
 手術器具が体内に残ったことがあり、手術器具の数を三重に確認することとした。
 (重篤な事例)
 抗がん剤の誤投与があり、薬剤のオーダーリングシステムを改善することとした。

熊本大学医学部附属病院	医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
		十九回	六百九十件	十七件	十七件

【対応状況(例)】
 (インシデント事例)
 不明薬剤の洗濯物混入があり、手術室等から出される洗濯物等の受付台帳を置くこととした。
 (アクシデント事例)
 異型輸血があり、実施直前に患者の氏名及び血液型の再確認を行うこととした。
 (重篤な事例)
 薬剤の誤投与があり、投与前に複数の医師による確認を行うこととした。

大分医科大学医学部附属病院	医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
		二十五回	千六百九十五件	二十二件	〇件

【対応状況(例)】

<p>(インシデント事例) 点滴量の誤りがあり、準備時に二重に確認することとした。 (アクシデント事例) ベッドからの転倒があり、ベッドサイドセンサー及び床マットセンサーを設置した。</p>				
<p>医療機関名 宮崎医科大学医学部附属病院</p>	<p>委員会の開催回数 二十回</p>	<p>インシデント事例 八百九十九件</p>	<p>アクシデント事例 六件</p>	<p>重篤な事例 〇件</p>
<p>【対応状況(例)】 (インシデント事例) 患者誤認があり、携帯用IDカードを導入し、多角的な確認体制を整備した。 (アクシデント事例) ベッドからの転落があり、ベッドサイドに床マットセンサーを設置した。</p>				
<p>医療機関名 鹿児島大学医学部附属病院</p>	<p>委員会の開催回数 十七回</p>	<p>インシデント事例 千百十三件</p>	<p>アクシデント事例 七十八件</p>	<p>重篤な事例 二件</p>
<p>【対応状況(例)】 (インシデント事例) 睡眠薬の過剰服用があり、処方時の基準を明文化した。 (アクシデント事例) 湯たんぼによる低温熱傷があり、電気あんかを使用することとした。 (重篤な事例) 静脈へのカテーテルを動脈に挿入する誤りがあり、慎重な実施について周知した。</p>				
<p>医療機関名 琉球大学医学部附属病院</p>	<p>委員会の開催回数 二十六回</p>	<p>インシデント事例 九百四十一件</p>	<p>アクシデント事例 九十三件</p>	<p>重篤な事例 一件</p>
<p>【対応状況(例)】 (インシデント事例) 手術申込書の患者IDに間違いがあり、二人の医師が確認をすることとした。 (アクシデント事例) 手術後のガーゼの置き忘れがあり、ガーゼの数の確認を徹底することとした。 (重篤な事例)</p>				

注射薬の投与期間の誤りがあり、治療内容について専門医師間で相互確認を徹底することとした。

医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
国立がんセンター中央病院	十九回	二千四十三件	一件	一件
国立循環器病センター	二十三日	四千六百十七件	十一件	〇件
防衛医科大学校病院	二十回	二千七百九件	五十四件	一件

【対応状況(例)】
 (インシデント事例)
 一般薬の代わりに内服抗がん剤を処方しそうになったことがあり、処方画面上内服抗がん剤はカラー表示とし、他の薬剤と区別することとした。
 (アクシデント事例及び重篤な事例)
 手術後の麻酔覚せい剤が不十分なうちに移送したことがあり、手術室から出るときには、患者の状態が分かるモニター装置を付けることとした。

【対応状況(例)】
 (インシデント事例)
 人工呼吸器のモニターの設定ミスがあり、人工呼吸器使用時のチェックリストの見直しを行った。
 (アクシデント事例)
 腹部大動脈瘤の手術中、回転式自己血輸血装置の返血ラインに空気が混入し、血圧が低下したことがあり、すべての医療機器の点検等を実施した。

【対応状況(例)】
 (インシデント事例)
 名前の類似した薬剤を誤って処方しそうになったことがあり、処方箋と処方薬剤の再点検を徹底することとした。
 (アクシデント事例)
 脊髄造影の際に局所麻酔薬が硬膜管内に混入し、一過性の下肢麻痺が生じたことがあり、局所麻酔時には必ず髄液が注射筒に逆流していないことを確認し、数分間患者の様子を観察してから造影剤を注入することとした。
 (重篤な事例)

<p>心臓穿刺術中に容態が急変したことがあり、小委員会を設置し、再発防止策を審議した結果、安全管理マニュアルを一部修正し医療従事者に通知した。</p>			
医 療 機 関 名	委員会の開催回数	インシデント事例	重篤な事例
札幌医科大学医学部附属病院	二十二回	千三百二十五件	二十四件 一件
<p>【対応状況(例)】 (インシデント事例) 固定した経管栄養のチューブ等が外れたことがあり、各種チューブの固定方法についてのマニュアルを作成した。 (アクシデント事例) 手術の消毒時に高濃度消毒液を希釈せずに用い、皮膚炎を発症したことがあり、手術室では高濃度消毒液を使用しないこととした。 (重篤な事例) 研修医が採血検査結果を見落とし、帰宅後にショック状態となったことがあり、検査結果の確認、帰宅指示の際の指導医への確認等を徹底することとした。</p>			
医 療 機 関 名	委員会の開催回数	インシデント事例	重篤な事例
福島県立医科大学医学部附属病院	四回	千七百六十三件	四件 〇件
<p>【対応状況(例)】 (インシデント事例) 胃管から投与されるべき薬剤の入ったシリリンジを誤って点滴ラインの三方活栓に接続したことがあり、コネクター部分が太いシリリンジを導入し、三方活栓に接続できないようにした。 (アクシデント事例) 検体の取り違えがあり、医療事故防止マニュアルに病理検査に係る事故防止策を詳細に記載した。</p>			
医 療 機 関 名	委員会の開催回数	インシデント事例	重篤な事例
横浜市立大学医学部附属病院	三十七回	五千四百十五件	二件 〇件
<p>【対応状況(例)】 (インシデント事例) 名前の類似した筋弛緩剤を誤って投与しそうになったことがあり、薬剤マスター画面から当該医薬品を削除した。 (アクシデント事例)</p>			

外用薬のボトルに誤って内服薬のラベルをはり付け患者に渡したことがあり、外用薬へのラベル使用を止めるとともに、コンピュータの入出力を二重に確認するようにした。

医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
名古屋市立大学病院	二十二回	二千二百五十八件	二百五十四件	一件
【対応状況(例)】 (インシデント事例) インシチュリン投与の準備段階で単位換算を間違えやすいため、注射オーダーシステムにおける表示方法をミリリットル当たりからアンプル当たりに変更した。 (アクシデント事例) B型肝炎感染者の母乳を取り違えて他の新生児に授乳したことがあり、感染症患者の母乳パックに色付きテープを貼付することとした。 (重篤な事例) 脳血管手術中、末梢血管に空気が流入したことがあり、加圧して用いる輸液バッグは、必ず空気を全量抜き取ってから使用することとした。				
京都府立医科大学附属病院	三回	二千九百五十四件	八十七件	〇件
【対応状況(例)】 (インシデント事例) ベッドからの転落、無断離院等があり、要注意患者にセンサーを装着することとした。 (アクシデント事例) 腹腔鏡下腔式子宮全摘術中、手術器具の不具合により器具の一部が脱落したことがあり、原因を究明し、職員への周知を図った。				
大阪市立大学医学部附属病院	委員会の開催回数 十八回	インシデント事例 九千百九十七件	アクシデント事例 百四十八件	重篤な事例 三件
【対応状況(例)】 (インシデント事例) 入院患者に対する薬剤の投与誤りがあり、薬を患者に配布するときには、処方箋と薬袋との照合を徹底することとした。				

(アクシデント事例) 患者が包装されたままの内服薬を服用し、食道の入り口に引っ掛かったことがあり、内服薬については、年齢や患者の認知度を考慮して配薬することとした。 (重篤な事例) 患者がベッドで後方に倒れ、ベッドの柵で後頭部を打撲し、硬膜下出血を起こしたことがあり、転倒事故発生リスクの高い患者を把握するためのアセスメントシートの使用徹底を図るとともに、患者向けの啓発ポスターを作成した。			
	医療機関名	委員会の開催回数	重篤な事例
奈良県立医科大学附属病院		二十四回	七百九十八件
(対応状況(例)) (インシデント事例) 検査等における患者取り違えがあり、患者に姓名を名のつてもらうようにした。 (アクシデント事例) 研修医が中心静脈ルート確保中に肺を穿刺し、気胸を生じたことがあり、研修医に対する指導を徹底することとした。 (重篤な事例) 手術後麻酔覚せい中に研修医が輸血を行い、除脈から低血圧となり、死亡に至ったことがあり、研修医に対して輸血に関する教育の充実と指導体制の強化を図った。			
	医療機関名	委員会の開催回数	重篤な事例
和歌山県立医科大学附属病院		十二回	七十二件
(対応状況(例)) (インシデント事例) 点滴時の患者取り違えがあり、点滴液作成時に二重の確認を行うとともに、患者に名前を名のつてもらうこととした。 (アクシデント事例) 筋肉注射すべき薬剤を誤って静脈注射したことがあり、注射方法の異なる薬剤は同一トレイには置かず、施行方法の二重の確認の徹底を図ることとした。			
	医療機関名	委員会の開催回数	重篤な事例
岩手医科大学附属病院		二十三回	四百件
(対応状況(例)) (インシデント事例)			
	医療機関名	委員会の開催回数	重篤な事例
岩手医科大学附属病院		二十三回	四百件

薬剤の投与誤りがあり、投与時の二重の確認を徹底することとした。
 (アクシデント事例)
 院内で患者の転倒があり、病棟内の手すりと段差の改修を行った。
 (重篤な事例)
 急性大動脈乖離の患者の確定診断が遅れ、緊急手術に至ったことがあり、確定診断ができない重症例の患者又は重症例の疑いのある患者については、即日入院させて経過観察及び治療を行うこととした。

自治医科大学附属病院	医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
		十五回	千五百九十七件	千六百四十三件	〇件
【対応状況(例)】 (インシデント事例) 看護師が処方箋の記載内容を見誤ったことがあり、処方箋の様式を変更するとともに、記載方法のマニュアルを作成し、配布した。 (アクシデント事例) 進行性胃がん及び食道裂孔ヘルニアの患者に対して使用した気管チューブのカフが過膨張したことによって、気管を損傷したことがあり、気管チューブの不具合についてメーカーから報告を求めるとともに、医師に対して操作に細心の注意を払うよう指導した。	自治医科大学附属病院	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
		十八回	千八十七件	一件	一件
【対応状況(例)】 (インシデント事例) 薬剤の投与誤りがあり、薬剤のオーダーリングシステム上の防止策を講じた。 (アクシデント事例) 気切カニューレが気管切開口から逸脱し、無呼吸状態になったことがあり、人工呼吸器取扱講習会等を開催した。	埼玉医科大学附属病院	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
		二十回	二千七百十二件	四百七十二件	二十四件

【対応状況(例)】
(インシデント事例)

必要な追加輸血が実施されなかったことがあり、二重の確認を励行することとした。
 (アクシデント事例)
 薬剤の投与誤りがあり、二重の確認を励行することとした。
 (重篤な事例)
 気管内に経管栄養液を誤注入したことがあり、経管栄養に関する注意事項を作成し、周知徹底を図った。

医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
東京慈恵会医科大学附属病院	二十三回	千百十五件	四十六件	一件
【対応状況(例)】 【インシデント事例】 誤って他の患者に点滴を実施しようとしたことがあり、ネームバンドによる患者の氏名の確認を徹底することとした。 【アクシデント事例】 内視鏡による腸管穿孔があり、内視鏡指導システムを見直し、指導医の役割を明確化するとともに、研修用機器による事前研修を実施することとした。 【重篤な事例】 注射液の過量投与による心肺停止があり、同一薬剤のアンプルは一種類に統一することとした。				
医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
東京医科大学病院	十六回	三千八百三十件	六百四十九件	〇件
【対応状況(例)】 【インシデント事例】 診察時の患者の取り違えがあり、診察時には医師が氏名を名のるとともに、患者本人も氏名を告げて、診察券を提示することとした。 【アクシデント事例】 処方箋を誤ってコンピューター入力したことがあり、コンピューター画面上の入力ミス防止策を講じた。				
医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
慶應義塾大学病院	二十一回	四百八十三件	七百九十九件	二件
【対応状況(例)】 【インシデント事例】 薬剤部が誤って濃度の違う注射液を病棟に渡したことがあり、二規格以上ある注射液については、見分けが付きやす				

いよう棚の位置を改善した。
 (インシデント事例)
 (重篤な事例)
 麻酔施行時の患者誤認があり、患者誤認防止ガイドラインを見直し、リストバンドの着用方法を詳細に記載した。
 (重篤な事例)
 導尿施行時に患者をベッドサイドの白熱灯に接触させ、熱傷を負わせたことがあり、病室での処置の際はベッドサイドに取り付けられた白熱灯の使用を禁止し、スタンド型の無影灯を使用することとした。

医療機関名	東京女子医科大学病院
委員会の開催回数	十八回
インシデント事例	二千十三件
アクシデント事例	百三件
重篤な事例	四件

【対応状況(例)】
 (インシデント事例)
 (重篤な事例)
 点滴ラインと栄養チューブの取り違い防止のため、口径の異なる三方活栓を使用することとした。
 (アクシデント事例)
 エックス線撮影時の患者取り違えがあり、患者識別バンドを利用し、患者の確認を励行することとした。
 (重篤な事例)
 腰部脊柱管狭窄症の手術後、肺塞栓症を起したことがあり、ハイリスクの患者については手術前に超音波検査で血栓の有無を調べるとともに、深部静脈血栓予防装置を使用することとした。

医療機関名	順天堂大学医学部附属順天堂医院
委員会の開催回数	四十二回
インシデント事例	七千六百九十三件
アクシデント事例	二千四十件
重篤な事例	百二件

【対応状況(例)】
 (インシデント事例)
 (重篤な事例)
 注射薬の投与忘れがあり、指示表記載要綱(医師用及び看護師用)を作成し、その周知を図った。
 (アクシデント事例)
 ベッドからの転落により患者が上顎前歯を欠損したことがあり、「転倒・転落リスクスコア」の作成により患者状況を把握し、離床センサーを導入することとした。
 (重篤な事例)
 患者がポータブルトイレ使用時に転倒して頭蓋骨を骨折したことがあり、事例再現による看護手順等の周知徹底を図った。

医療機関名	日本医科大学付属病院
委員会の開催回数	二十回
インシデント事例	千五百三十四件
アクシデント事例	二十四件
重篤な事例	二件

<p>【対応状況(例)】 (インシデント事例) 過剰な輸液があり、指示書等の二重の確認を行うこととした。 (アクシデント事例) 薬剤の投与誤りがあり、医師及び看護師に対して注射手順の徹底を図った。 (重篤な事例) エンテロバクタ・クロアールの院内感染があり、衛生委員会の院内感染対策部会及びリスクマネージメント委員会を開催し、院内すべての感染対策を見直し、職員に対して院内感染への注意喚起を促した。</p>	<p>昭和大学病院</p> <p>医療機関名</p> <p>委員会の開催回数</p> <p>十九回</p> <p>インシデント事例</p> <p>四千四百五十二件</p> <p>アクシデント事例</p> <p>百件</p> <p>重篤な事例</p> <p>二件</p>
<p>【対応状況(例)】 (インシデント事例) 薬剤の過剰投与があり、再発防止のため、指示の際はグラム等の単位を正しく記載することの徹底を図った。 (アクシデント事例) 眼内レンズの挿入手術時に、他の患者のレンズを挿入したことがあり、眼内レンズの取扱いに関するマニュアルを作成することとした。</p>	<p>東邦大学医学部付属大森病院</p> <p>医療機関名</p> <p>委員会の開催回数</p> <p>二十五回</p> <p>インシデント事例</p> <p>三千百一件</p> <p>アクシデント事例</p> <p>百八十件</p> <p>重篤な事例</p> <p>〇件</p>
<p>【対応状況(例)】 (インシデント事例) 夜間救急で、腰痛を主訴とする患者にエックス線撮影を実施したが、異常が認められなかったため、湿布薬を処方し帰宅させたが、一歩離れただけで腰痛が再発し、二次救急で来院した。救急隊員が来院時に、患者の転倒があり、安定のある四点歩行器を導入した。</p>	<p>医療機関名</p> <p>委員会の開催回数</p> <p>二十五回</p> <p>インシデント事例</p> <p>三千百一件</p> <p>アクシデント事例</p> <p>百八十件</p> <p>重篤な事例</p> <p>〇件</p>
<p>医療機関名</p> <p>委員会の開催回数</p> <p>インシデント事例</p> <p>アクシデント事例</p> <p>重篤な事例</p>	<p>医療機関名</p> <p>委員会の開催回数</p> <p>インシデント事例</p> <p>アクシデント事例</p> <p>重篤な事例</p>

日本大学医学部附属板橋病院		十九回	二百八十八件	一件	一件
医療機関名	委員会が開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例	
帝京大学医学部附属病院	二十回	八百九十三件	九百二十六件	二件	
杏林大学医学部附属病院	三十五回	二千九百九十六件	百五件	〇件	
医療機関名	委員会が開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例	
【対応状況(例)】 (インシデント事例) 同姓同名の患者間のカルテの取り違えがあり、注意喚起のためにカルテにはるラベルに、従来の「同姓同名あり注意」に加えて、氏名、病歴番号及び生年月日の記載もできるようにした。 (アクシデント事例) 誤って他の患者に降圧剤を投与したことがあり、氏名及び薬剤名の記載は注射器に薬液を充てんする前に行うこととした。 (重篤な事例) 患者食に異物混入があり、職員に対し注意喚起を促した。 (アクシデント事例) 患者がベッドから転落したことがあり、巡視回数を増やした。 (重篤な事例) 心臓カテーテル検査及び経皮的冠動脈形成術を行った際、大腿動脈に留置した三方活栓からの出血に起因する出血性ショックがあり、科長会議等を通じて職員に対し注意喚起をした。					
【対応状況(例)】 (インシデント事例) 熱性けいれんの既往のある小児患者に対し、けいれん止め薬の分量を誤って投与したことがあり、小児科当直医師二名が二重の確認を行うとともに、薬剤師も確認することとした。 (アクシデント事例) 左膝内側半月板損傷手術において左右を取り違えたことがあり、「手術、検査における左右・部位確認マニュアル」を作成し、職員に周知した。					
医療機関名	委員会が開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例	

聖マリアンナ医科大学病院	十九回	千九百五十件	二百十七件	〇件	
【対応状況(例)】 (インシデント事例) 気管支鏡検査時の禁忌薬剤投与があり、検査前の問診の手順等を明確化した。 (アクシデント事例) 臀部皮膚炎治療中である患者のおむつ交換時、保護材を除去する際に患者が覚せいしたことにより、誤って患者の臀部を切除したことがあり、作業手順を見直すこととした。	北里大学病院	委員会の開催回数 二十一回	インシデント事例 五千四百五十七件	アクシデント事例 二千九百二十六件	重篤な事例 八十三件
【対応状況(例)】 (インシデント事例) 異型輸血があり、血液型表示シールを採用することとした。 (アクシデント事例) 検査時の患者取り違えがあり、患者確認マニュアルを見直した。 (重篤な事例) ベッドからの転落による頭蓋骨亀裂骨折があり、ベッド柵を改良した。	東海大学医学部付属病院	委員会の開催回数 七回	インシデント事例 七千三百三十件	アクシデント事例 六百三十六件	重篤な事例 一件
【対応状況(例)】 (インシデント事例) 輸液セットの選択間違いによる過量投与があり、各部署で輸液に関する再教育を実施した。 (アクシデント事例) 患者による動脈ラインの自己抜去があり、動脈チューブ挿入患者は特定の病棟に入院させることの徹底を図った。 (重篤な事例) 人工呼吸器による呼吸管理患者が気管内チューブを自己抜去したことがあり、職員に対する抜去防止策の周知を図った。	医療機関名 委員会の開催回数 インシデント事例 アクシデント事例 重篤な事例				

金沢医科大学病院		十四回	三千三十四件	十六件	一件
<p>【対応状況(例)】 (インシデント事例) 患者受付時のID登録に誤りがあり、患者の基本情報が不明である場合は、暫定IDを使用し、二重登録が発生しないようにした。 (アクシデント事例) 脳波検査時の患者取り違えがあり、検査部門の職員が氏名を確認するとともに、患者本人からも氏名を告げてもらうこととした。 (重篤な事例) 高齢患者が病棟のトイレ内で転倒し、脳挫傷で死亡したことがあり、看護スタッフが頻繁に病室を訪問するとともに、トイレ、洗面所等の段差を解消した。</p>					
藤田保健衛生生大学病院		二十三日	三千六百九十三件	三十四件	一件
<p>【対応状況(例)】 (インシデント事例) 高齢患者の尿検査及び採血において、患者を取り違えたことがあり、入院患者すべてにリストバンドを着用させることとした。 (アクシデント事例) 人工呼吸器の加湿加湿器の蒸留水がオーバーフローして、人工呼吸器内に水が流れたことがあり、注入自動停止装置付きの加湿加湿器に形式を統一するとともに、蒸留水は五百CCではなく百CCのものを使用することとした。 (重篤な事例) 輸液ポンプの電源を入れ忘れたことがあり、事故防止の標語を掲示し、スタッフ全員で確認することとした。</p>					
愛知医科大学付属病院		十九回	三千五百六十六件	三十三件	二件
<p>【対応状況(例)】 (インシデント事例) 薬剤師が医師から薬の一包化の指示がないのに一包化したことがあり、処方箋上の指示方法等の変更を行った。 (アクシデント事例) 経管栄養を受けている患者に対して経鼻胃管と気管カニューレの側孔を誤って接続したことがあり、カテーテルチツ</p>					
医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例	

プ及びシリンジを色付きにし、栄養セットを変更した。
 (重篤な事例)
 脳梗塞患者に抗血小板剤パナルジンを長期投与する場合に必要となる血液検査及び肝機能検査を怠ったため、重篤な感染症を発症し、敗血性ショックにより死亡したことがあり、パナルジンの使用方法について、改めて周知徹底を図った。

医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
大阪医科大学附属病院	十五回	二千二百四件	四百九十件	四件
【対応状況(例)】 (インシデント事例) (外形の類似する別の薬剤を調剤したことがあり、保管場所を分けることとした。) (アクシデント事例) (他の患者の降圧剤を服用させ、血圧が低下したことがあり、患者に声をかけ、氏名を確認することを周知徹底することとした。) (重篤な事例) (手術後集中治療室にいた患者が、MRSAに感染して死亡したことがあり、MRSA等の院内感染防止について、職員への周知徹底を図った。)				
医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
関西医科大学附属病院	二十一回	二千三百九件	二百九十一件	二十九件
【対応状況(例)】 (インシデント事例) (チューブ類の取扱いを誤ったことがあり、色分け等によりチューブ類の区別を図ることとした。) (アクシデント事例) (注射施行時に注入単位を誤ったことがあり、指示された単位を必ず三回確認することとした。) (重篤な事例) (患者の氏名を確認しないまま皮下注射を行ったことがあり、患者の氏名の確認の徹底を図ることとした。)				
医療機関名	委員会の開催回数	インシデント事例	アクシデント事例	重篤な事例
近畿大学医学部附属病院	二十六回	五百三十三件	百四件	十件

<p>【対応状況(例)】 (インシデント事例) 診察時の患者取り違えがあり、患者を呼ぶ際、姓名のみならず入院病棟、生年月日等も確認することとした。 (アクシデント事例) 卵巣腫瘍摘出手術時に体内にガーゼを置き忘れたことがあり、ガーゼの数の確認を徹底し、エックス線撮影によるチエックを励行することとした。 (重篤な事例) 大動脈弁置換術中、人工心肺回路が抜け、回路内に空気が混入したことがあり、セットアップした人工心肺回路を別の者が再確認することとした。</p>	<p>医療機関名</p>	<p>委員会の開催回数</p>	<p>インシデント事例</p>	<p>アクシデント事例</p>	<p>重篤な事例</p>
<p>兵庫医科大学病院</p>	<p>二十一回</p>	<p>五百八十六件</p>	<p>三十三件</p>	<p>一件</p>	
<p>【対応状況(例)】 (インシデント事例) 吸い飲みに入った消毒剤を誤って患者に飲ませたことがあり、消毒用に使用する吸い飲みは淡い赤色にコーティングし、消毒薬であることを表示することとした。 (アクシデント事例) 手術後、腹腔内に縫合針を体内に残したまま閉腹したことがあり、閉腹前にエックス線撮影により確認することとした。 (重篤な事例) 手術後、病棟に搬送する途中、誤って酸素ポンペを炭酸ガスポンペに交換したことがあり、減圧器及び流量計の取付口が相互に区別できるようにした。</p>	<p>医療機関名</p>	<p>委員会の開催回数</p>	<p>インシデント事例</p>	<p>アクシデント事例</p>	<p>重篤な事例</p>
<p>川崎医科大学附属病院</p>	<p>四十二回</p>	<p>二千九百件</p>	<p>百十件</p>	<p>〇件</p>	
<p>【対応状況(例)】 (インシデント事例) 給食に毛髪等の異物が混入したことがあり、厨房の照明施設を改善した。 (アクシデント事例) 人工呼吸器、シリンジポンプ等の医療機器の操作を誤ったことがあり、臨床工学技士による院内講習会を開催し、正確な操作方法の周知を図った。</p>	<p>医療機関名</p>	<p>委員会の開催回数</p>	<p>インシデント事例</p>	<p>アクシデント事例</p>	<p>重篤な事例</p>

産業医科大学病院	十六回	二千九十二件	七十九件	二件	
<p>【対応状況(例)】 (インシデント事例) 血液型判定の不一致があり、カルテには血液型シールを貼付するとともに、輸血部の血液型情報を閲覧し、確認できるようにした。 (アクシデント事例) 患者が夕食を下膳しているときに引掛かり転倒したことがあり、「転倒・転落のリスクファクター十四項目」を作成し、職員に周知し、確認を行うこととした。 (重篤な事例) 病棟の輸血保冷库内の温度上昇により、自己血への細菌検査を実施する必要が生じたことがあり、輸血保冷库内の温度管理及び保存状態の確認を励行するとともに、警報装置の点検を行うこととした。</p>	福岡大学病院	七回	二千二百七十件	四十件	二件
<p>【対応状況(例)】 (インシデント事例) 採血管の種類を間違えやすいため、採血管の写真及び使用方法を一覧表にした上で、各部署に配布した。 (アクシデント事例) 患者に接続する前のテスト中に、レスピレーター機器に火災が発生したことがあり、業者による医療機器の修理及び保守点検の実施後も、臨床工学技士又は担当看護師長が確認を行うこととした。 (重篤な事例) 喀痰培養検査の結果、抗酸菌陽性の判定を見落としたことがあり、陽性と判定した場合には、検査担当者が院内感染担当医に直接連絡するよう体制を改めた。</p>	久留米大学病院	二十回	三千三百十二件	五十件	三件
<p>医療機関名</p> <p>委員会の開催回数</p> <p>インシデント事例</p> <p>アクシデント事例</p> <p>重篤な事例</p> <p>【対応状況(例)】 (インシデント事例) 三足点滴台が転倒したことがあり、五足点滴台に変更した。 (アクシデント事例)</p>					

湯たんぼによる熱傷が発生したことがあり、看護部が「湯たんぼ事故防止マニュアル」を作成した。
(重篤な事例)
MRI検査終了後に患者が検査台から転落したことがあり、落下衝撃緩衝マットを状況に応じて使用し、サイミナーの使用を制限することとした。

(注)一 アクシレント事例とは、各特定機能病院が安全管理の体制確保を目的とした医療事故等の院内報告制度において医療事故として取り上げたものであり、インシデント事例とは、各特定機能病院が事故には至らなかったがひやりとしたりはつと事例をあげたものである。
二 重篤な事例とは、病院内で起きた医療行為を含むすべての事象のうち患者、外来者、職員等の人身に重大な影響を及ぼすおそれがあるものを「オカレンス事例」と表記している。これを委員会に報告することとされる。
三 筑波大学附属病院においては、病院内で起きた医療行為を含むすべての事象のうち患者、外来者、職員等の人身に重大な影響を及ぼすおそれがあるものを「オカレンス事例」と表記している。これを委員会に報告することとされる。
四 安全のため、影響を及ぼすおそれがあるものを「オカレンス事例」と表記している。これを委員会に報告することとされる。
また、東京大学医学部附属病院においては平成十二年度まで、新潟大学医学部附属病院においては平成十三年十二月まで、インシデント事例の欄にインシデント事例とア

平成十四年三月十八日提出
質問 第四五号

「核兵器廃絶条約」に関する質問主意書

提出者 山田 敏雅

「核兵器廃絶条約」に関する質問主意書

① 一九九六年七月八日に国際司法裁判所が「核兵器の威嚇及び使用は一般的に国際法違反である」と発表したのが、これについて外務省はどのような見解であるか。

また、外務省としてどのような行動をとったのか。

② 「核兵器廃絶条約」に関して、我が国は、今後

どのような順序と方法をもって進めていくのか。具体的にお答えいただきたい。
右質問する。

内閣衆質一五四第四五号
平成十四年四月二十三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員山田敏雅君提出「核兵器廃絶条約」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山田敏雅君提出「核兵器廃絶条約」に関する質問に対する答弁書

① について

国際司法裁判所が千九百九十六年七月八日に発表した勧告的意見は、核兵器による威嚇又はその使用は、武力紛争時に適用される国際法の規則、特に人道法の原則と規則に一般的には反するが、国家の存続自体が問題となるような自衛の究極的状況における核兵器による威嚇又はその使用が合法か違法かについて最終的な結論を出すことはできない等と述べているところであり、外務省としては、国際連合の主要な司法機関である国際司法裁判所が同意見の中で示した見解について、厳粛に受け止めるべきものと考えている。

外務省としては、かねてから明らかにしてきたとおり、核兵器の使用は、その絶大な破壊力、殺傷力の故に、国際法の思想的基盤にある人道主義の精神に合致しないと考えており、人類に多大な惨禍をもたらし得る核兵器が将来二度と使用されるようなことがあってはならず、核兵器のない世界を目指す現実的かつ着実な核軍縮努力を積み重ねていくことが重要であると考えている。このような考え方にに基づき、外務省としては、核兵器のない世界の一日も早い実現を目標とし、この目標に向けて核軍縮・不拡散のための様々な外交努力を行ってきているところである。例えば、核兵器廃絶に係る決議

案を毎年の国際連合総会に提出し、包括的核実験禁止条約(以下「CTBT」という。)の早期発効に向けて、未署名国又は未批准国に対し、内閣総理大臣又は外務大臣による親書を発するなどの積極的な取組を行ってきた。

②について

現時点で核兵器廃絶のための国際約束を作成することにについては、核兵器国を含む多くの国が受け入れておらず、政府としては、このような国際約束の作成を直ちに求めることは、核兵器国と非核兵器国との対立を助長し、結果としてはむしろ核軍縮を遅らせるおそれがあると考えている。政府としては、核兵器のない世界の早期の実現のためには、CTBTの早期発効、いわゆる兵器用核分裂性物質生産禁止条約(カットオフ条約)交渉の早期開始等の現実的かつ具体的な核軍縮措置を一步一步着実に積み重ねていくことが重要であると考えており、そのため、外交努力をなお一層強化してまいりたい。

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十四年三月八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号に次のように加える。

ト 港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)

第二条第五項第九号の二に掲げる廃棄物埋立護岸の適正かつ良好な形成を図るための施設であつて、当該廃棄物埋立護岸において埋立てに用いられる廃棄物又は土木建築に関する工事に伴い副次的に発生した土砂をあらかじめ溶融、破碎、圧縮その他の方法により高度に減量する機能を有するもの
第五十九条第四号イ中「掲げるもの」の下に「及び同号トに掲げる施設のうち廃棄物の処理を行う施設に該当しないもの」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の二 第二条第一項第六号トに掲げる施設の

うち廃棄物の処理を行う施設に該当するもの

の 国土交通大臣及び環境大臣

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

港灣施設である廃棄物埋立護岸の適正かつ良好な形成を図るため、廃棄物等を高度に減量する機能を有する施設を、港灣の利用の高度化を図るために設置される特定施設に追加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、港灣施設である廃棄物埋立護岸の適正かつ良好な形成を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 廃棄物埋立護岸において埋め立てる廃棄物等を高度に減量する機能を有する施設を、港灣の利用の高度化を図るために設置される特定施設に追加すること。

2 廃棄物埋立護岸において埋め立てる廃棄物等を高度に減量する機能を有する施設に係る主務大臣を定めること。

3 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、港灣施設である廃棄物埋立護岸の適正かつ良好な形成を図るための措置として妥当なものとの認め、可決すべきものと議決した次第

である。
右報告する。

平成十四年四月二十四日

国土交通委員長 久保 哲司
衆議院議長 綿貫 民輔殿

首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律案

右

国会に提出する。

平成十四年三月八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律

(首都圏整備法の一部改正)

第一条 首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「政令で定める市街地の区域」を、「産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域で、政令で定めるもの」に改める。

第二十七条を次のように改める。

第二十七条 削除

(近畿圏整備法の一部改正)

第一条 近畿圏整備法(昭和三十八年法律第百二

十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

(首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律及び近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律の廃止)

第三条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律(昭和三十四年法律第十七号)

二 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律(昭和三十九年法律第四百十四号)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正)

第三条 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中、「次の各号に掲げる者の順に」を削り、同条に後段として次のように加える。
この場合においては、製造工場等の敷地を

当該工業団地造成事業に必要な土地として提供した者に対しては、その他の者に優先しなればならない。

第二十三条各号を削る。

(近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正)

第四条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十九年法律第四百十五号)の一部を次のように改正する。

第三十二条中、「次の各号に掲げる者の順に」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合においては、製造工場等の敷地を

当該工業団地造成事業に必要な土地として提供した者に対しては、その他の者に優先しなればならない。

第三十二条各号を削る。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)

第五条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第二項第一号及び第二号中「前項第三号」を「前項第二号」に改める。

第二条第一項中「前条第一項第一号の土地若しくは同項第三号」を「前条第一項第二号」に改め、同条第三項中「同条第一項第一号の土地に係る貸付金にあつては三年以内の、同項第二号若しくは第三号の土地に係る貸付金又は同条第二項若しくは第七項の規定による貸付金にあつては」を削る。

附則第九項中「同項第二号の土地」を「同項第一号の土地」に改め、「同条第一項第一号の土地に係る貸付金にあつては三年以内の、同項第二号若しくは第三号の土地に係る貸付金又は同条第二項若しくは第四項の規定による貸付金にあつては」を削る。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の都市開発資金の貸付けに関する法律(次項において「旧都市開発資金法」という。)第一条第一項第一号の規定により与えられている資金の貸付けについては、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の都市開発資金の貸付けに関する法律の規定にかかわらず、国は、この法律の施行の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、旧都市開発資金法第一条第一項第一号の規定による資金の貸付けをすることができる。この場合においては、同号イ中「首都圏の既成市街地

における工業等の制限に関する法律」とあるのは「首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律(平成十四年法律第 号)」による廃止前の首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律」と、同号ロ中「近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律」とあるのは「首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律」による廃止前の近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律」として、旧都市開発資金法及び都市開発資金融通特別会計法(昭和四十一年法律第五十号)の規定を適用する。

理由

近年における首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域の産業及び人口の集中に関する社会経済情勢の変化にかんがみ、首都圏の既成市街地における工業等の制限及び近畿圏の既成都市区域における工場等の制限を廃止する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、近年における首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域の産業及び人口の集中

に關する社会経済情勢の変化にかんがみ、首都圏の既成市街地における工業等の制限及び近畿圏の既成都市区域における工場等の制限を廃止しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 首都圏整備法及び近畿圏整備法について、首都圏の既成市街地における工業等の制限及び近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に關する規定を削除する等、所要の改正を行うこと。

2 首都圏の既成市街地における工業等の制限に關する法律及び近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に關する法律を廃止すること。

3 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由
近年における首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域の産業及び人口の集中に關する社会経済情勢の変化にかんがみ、首都圏の既成市街地における工業等の制限及び近畿圏の既成都市区域における工場等の制限を廃止しようとする本案の措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

平成十四年四月二十四日

国土交通委員長 久保 哲司

衆議院議長 綿貫 民輔殿

教育職員免許法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

平成十四年三月一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

教育職員免許法の一部を改正する法律

教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条」を「第十四条の二」に改める。

第五条第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「免許状取上げ」を「第十一条第一項又は第二項の規定により免許状取上げ」に、「二年」を「三年」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 第十条第一項第一号に該当することにより免許状がその効力を失ひ、当該失効の日から三年を経過しない者

第五条第三項第一号を削り、同項第二号中「知識」を「知識経験」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とする。

第六条第二項中「又は第七」を「第七又は第八」に改める。

第九条第二項中「その免許状を授与したときから五年以上十年以内において都道府県の教育委員会規則で定める期間」を削る。

第十条及び第十一条を次のように改める。

(失効)

第十条 免許状を有する者が、次の各号のいずれ

かに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。

一 第五条第一項第三号、第四号又は第七号に該当するに至つたとき。

二 国立又は公立の学校の教員であつて懲戒免職の処分を受けたとき。

2 前項の規定により免許状が失効した者は、すみやかに、その免許状を免許管理者(当該免許状を有する者が教育職員である場合にあつてはその者の勤務する学校の所在する都道府県の教育委員会、当該者が教育職員以外の者である場合にあつてはその者の住所地の都道府県の教育委員会をいう。以下同じ。)に返納しなければならない。

(取上げ)
第十一条 私立学校の教員が、前条第一項第二号に規定する者の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

2 免許状を有する者(教育職員以外の者に限る。)が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げることができる。

3 前二項の規定により免許状取上げの処分を行ったときは、免許管理者は、その旨を直ちにその者に通知しなければならない。この場合にお

いて、当該免許状は、その通知を受けた日に効力を失うものとする。

4 前条第二項の規定は、前項の規定により免許状が失効した者について準用する。

第十二条第一項中「授与権者」を「免許管理者」に改め、同条第三項中「前条の規定による免許状取上げの処分に係る」を「第一項の聴聞に際しては、」に、「第一項」を「同項」に改める。

第十三条第一項中「第十条第二項又は第十一条の授与権者」を「免許管理者」に改める。

第十四条を次のように改める。
(通知)
第十四条 所轄庁(免許管理者を除く。)は、教育職員が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、すみやかにその旨を免許管理者に通知しなければならない。

一 第五条第一項第三号、第四号又は第七号に該当するとき。

二 第十条第一項第二号に該当するとき(懲戒免職の処分を行った者が免許管理者である場合を除く。)

三 第十一条第一項に該当する事実があると思料するとき。

第三章中第十四条の次に次の一条を加える。
(報告)

第十四条の二 学校法人は、その設置する私立学校の教員について、第五条第一項第三号、第四号若しくは第七号に該当すると認めるとき、又

は当該教員を解雇した場合において、当該解雇の事由が第十一条第一項に定める事由に該当すると認めるときは、すみやかにその旨を所轄庁に報告しなければならない。

第十六条の四の次に次の一条を加える。

第十六条の五 中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、第三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科その他教科に関する事項で文部科学省令で定めるものの教授又は実習を担当する小学校の教諭若しくは講師又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部の教諭若しくは講師となることができる。ただし、盲学校、聾学校又は養護学校の小学部の教諭又は講師となる場合は、それぞれの学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

2 工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉若しくは商船又は看護実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習若しくは商船実習の教科又は第十六条の四第一項に規定する文部科学省令で定める教科の領域の一部に係る事項について高等学校の教諭の免許状を有する者は、第三条の規定にかかわらず、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科その他教科に関する事項で文部科学省令で定めるものの教授又は実習を担当する中学校若しくは中等教育学校の前期課程の教諭若しくは講師又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部の教諭若しくは講師となること

とができる。ただし、盲学校、聾学校又は養護学校の中学部の教諭又は講師となる場合は、それぞれの学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第三条の二第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十条第二項(第十一条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して免許状を返納しなかつた者

附則第三項及び第四項を削り、附則第五項を附則第三項とし、附則第六項を附則第四項とする。

附則第七項の表備考第一号中「附則第十項を「附則第九項」に改め、同項を附則第五項とする。

附則第八項を附則第六項とし、附則第九項から第十三項までを二項ずつ繰り上げる。

附則第十四項を削り、附則第十五項を附則第十二項とし、附則第十六項を附則第十三項とする。

附則第十七項中「附則第七項」を「附則第五項」に改め、同項を附則第十四項とする。

附則第十八項を附則第十五項とし、附則第十九項を附則第十六項とし、附則第二十項を附則第十七項とする。

別表第一備考第一号中「別表第七」を「別表第八」に改める。

別表第三備考第一号、第二号及び第六号中「及び別表第七」を「、別表第七及び別表第八」に改

め、同表備考第八号中「勤務する学校の所在する都道府県の授与権者」を「免許管理者」に改める。

別表に次の一表を加える。
別表第八(第六条関係)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	有することを必要とする学校の免許状	第二欄に定める各免許状を取得した後、当該学校における教諭又は講師(これらに相当する中等教育学校の前期課程又は後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の各部の教諭又は講師を含む)として良好な勤務成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	第二欄に定める免許状を取得した後、大学において修得したことを要する単位数
小学校教諭二種免許状	幼稚園教諭普通免許状 小学校教諭普通免許状	三	一三
中学校教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状 高等学校教諭普通免許状	三	一四
高等学校教諭一種免許状	中学校教諭普通免許状 (二種免許状を除く)	三	九
幼稚園教諭一種免許状	小学校教諭普通免許状	三	六

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第五条第三項、第六条第二項及び第九条第二項の改正規定、第十六条の四の次に一条を加える改正規定、附則の改正規定、

別表の改正規定(別表第三備考第八号の改正規定を除く)並びに附則第三條の規定は、平成十四年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の教育職員免許法(以下「新法」という。)第五条第一項第六号の規定は、この法律

の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新法
第十一条第一項又は第二項の規定により免許状
取上げの処分を受けた者について適用し、施行
日前に改正前の教育職員免許法(以下「旧法」と
いう。)第十一条に規定する免許状取上げの処分
を受けた者及び施行日前に旧法第十一条ただし
書に規定する処分を受けたことにより施行日以
後に附則第四条又は第六条の規定により免許状
取上げの処分を受けた者については、なお従前
の例による。

第三条 第九条第二項の改正規定の施行の際現に
旧法第五条第二項の規定により特別免許状の授
与を受けている者の当該特別免許状の有効期間
については、新法第九条第二項の規定にかかわ
らず、なお従前の例による。

第四条 新法第十条第一項第二号の規定は、施行
日以後に同号に規定する処分を受けた者につい
て適用し、施行日前に旧法第十一条ただし書に
規定する処分を受けた者については、なお従前
の例による。

第五条 新法第十条第二項の規定は、施行日以後
に免許状が失効した者について適用し、施行日
前に免許状が失効した者については、なお従前
の例による。

第六条 新法第十一条第一項の規定は、施行日以
後に同項に規定する事由により解雇された者に
ついて適用し、施行日前に同項に規定する事由
により解雇された者については、なお従前の例

による。

第七条 新法第十一条第三項の規定は、施行日以
後に同条第一項又は第二項の規定により免許状
取上げの処分を行った場合について適用する。

第八条 この法律の施行前に旧法第十一条の規定
により免許状取上げの処分を受けた者について
は、新法第十一条第四項の規定は適用しない。

第九条 この法律(附則第一条ただし書に規定す
る改正規定については、当該改正規定)の施行
前にした行為及び附則第二条の規定によりなお
従前の例によることとされる場合におけるこの
法律の施行後にした行為に対する罰則の適用に
ついては、なお従前の例による。

(学校教育法の一部改正)

第十条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六
号)の一部を次のように改正する。

第九条第四号を同条第五号とし、同条第三号
中「免許状取上げ」を「教育職員免許法第十一
条第一項又は第二項の規定により免許状取上げ
」に、「二年」を「三年」に改め、同号を同条第四
号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 教育職員免許法第十条第一項第二号に該
当することにより免許状がその効力を失
い、当該失効の日から三年を経過しない者
(学校教育法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 前条の規定による改正後の学校教育法
第九条第四号の規定は、施行日以後に新法第十
一条第一項又は第二項の規定により免許状取上

げの処分を受けた者について適用し、施行日前
に旧法第十一条に規定する免許状取上げの処分
を受けた者及び施行日前に旧法第十一条ただし
書に規定する処分を受けたことにより施行日以
後に附則第四条又は第六条の規定により免許状
取上げの処分を受けた者については、なお従前
の例による。

理由

教員免許制度の弾力化を推進するため、中学校
又は高等学校の教諭の免許状を有する者が小学校
の相当する教科等の教授を担任することができる
ようにするとともに、特別免許状を授与するため
の要件を緩和し、その有効期限を撤廃するほか、
教員の資質の保持及び教職に対する信用の確保を
図るため、教員免許状の失効及び取上げ処分に係
る規定を整備すること等の必要がある。これが、
この法律案を提出する理由である。

教育職員免許法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、教員免許制度の弾力化を推進するた
め、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有す
る者が小学校の相当する教科等の教授を担任す
ることができるようにするとともに、特別免許
状を授与するための要件を緩和し、その有効期
限を撤廃するほか、教員の資質の保持及び教職

に対する信用の確保を図るため、教員免許状の
失効及び取上げ処分に係る規定の整備等を行お
うとするもので、その主な内容は次のとおりで
ある。

1 中学校又は高等学校の教諭の免許状を有す
る者が小学校(特殊教育諸学校の小学部を含
む。)の相当する教科及び総合的な学習の時間
の教授を担任することができることとするこ
と。

2 高等学校の専門教科等(看護、情報、農
業、工業、商業、水産、福祉等)の教諭の免
許状を有する者が中学校(中等教育学校の前
期課程及び特殊教育諸学校の中学部を含む。)の
相当する教科及び総合的な学習の時間の教
授又は実習を担任することができることとす
ること。

3 普通免許状を有する者が、三年の教職経験
により、要修得単位数を軽減して、隣接校種
の普通免許状を取得できることとするこ
と。

4 特別免許状について、学士の学位を有する
ことを撤廃するなど授与要件を見直すことも
に、五年から十年以内とした有効期限を撤廃
すること。

5 免許状の失効に関する現行の規定を見直
し、国立又は公立の学校の教員であつて懲戒
免職の処分を受けたときは、その免許状は失
効することとするともに、私立学校の教員
が国立又は公立の学校の教員の場合における

懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるときは、その免許状を取り上げなければならないこととする。

6 学校法人は、その設置する私立学校の教員について免許状の失効又は取上げ事由に該当すると認めるときは、すみやかにその旨を所轄庁に報告しなければならないこととする。

7 懲戒免職の処分を受け免許状が失効した日から三年を経過しない者には免許状を授与しないこととする。同時に、免許状取上げの処分を受けた者について免許状を授与しないこととする。期間を一年から三年に延長すること。

8 この法律は、平成十五年一月一日から施行すること。ただし、1から4については、平成十四年七月一日から施行すること。

9 この法律の改正に伴い、学校教育法の一部を改正するとともに、その他所要の改正を行うこと。

二 議案の可決理由

本案は、教員免許制度の弾力化を推進するとともに、教員の資質の保持及び教職に対する信用の確保を図るため妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成十四年四月二十四日

文部科学委員長 河村 建夫

衆議院議長 綿貫 民輔殿

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目
電話
03 (3587) 4294
定 価
本号一部 送料別 二〇〇円